

（第一類 第十一号）

第四十三回国会
衆議院 通信委員會

議 員 会 議 録 第 十 七 号

三三〇

昭和三十三年三月十九日（火曜日）

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事岡田 修一君 理事佐藤洋之助君

理事中村 寅太君 理事羽田武嗣郎君

理事大柴 滋夫君 理事栗原 俊夫君

理事森本 靖君

鈴木 善幸君 中山 榮一君

橋本登美三郎君 安宅 常彦君

佐々木更三君 畑 和君

受田 新吉君 谷口善太郎君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

（船務局長） 若狹 得治君

郵政事務次官 保岡 武久君

郵政事務官 武田 功君

（大臣官房長） 岩元 巖君

（大臣官房電氣） 西崎 太郎君

（電政事務官） 熊田淳一郎君

（電政事務官） 稲村 光一君

（電政事務官） 大橋 八郎君

（電政事務官） 秋草 篤二君

（電政事務官） 井田 勝造君

（電政事務官） 奥田 孝一君

（電政事務官） 日本電信電話公

社総務理事

日本電信電話公

社総務局長

日本電信電話公

社総務局長

日本電信電話公

社総務局長

日本電信電話公

社総務局長

三月十八日

書籍、雜誌の郵送料金低減に関する請願（古井喜實君紹介）（第二四七九号）

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願（安宅常彦君紹介）（第二四七九号）

同（井手以誠君紹介）（第二四八八号）

同（石山權作君紹介）（第二四九八号）

同（大柴滋夫君紹介）（第二五〇九号）

同（片島港君紹介）（第二五一〇号）

同（栗原俊夫君紹介）（第二五二二号）

同（小林進君紹介）（第二五三三号）

同（五島虎雄君紹介）（第二五四四号）

同（佐々木更三君紹介）（第二五五五号）

同（島本虎三君紹介）（第二五六六号）

同（下平正一君紹介）（第二五七七号）

同（田邊誠君紹介）（第二五七八号）

同（堀和君紹介）（第二五九八号）

同（原茂君紹介）（第二六〇九号）

同（松井政吉君紹介）（第二六一〇号）

同（松前重義君紹介）（第二六一二二号）

同（森本靖君紹介）（第二六三三三号）

同（八百板正君紹介）（第二六四四四号）

同（安平鹿一君紹介）（第二六五五五号）

同（山本幸一君紹介）（第二五六六六号）

は委員會に付託された。

本日、會議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に關する臨時措置法案（内閣提

出第七二号）

○本名委員長 これより會議を開きます。

電波法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本日は、本案について参考人より意見を聴取することといたします。

なお、参考人として本日御出席いただきました方々は、海技大学教授古山修郎君、日本船舶協会副会長荒木茂久二君、全日本海員組合汽船部長金子正輝君、船舶通信士協会常任委員長大内義夫君、以上四名でございます。

参考人各位には、御多忙中のところ、本委員會に御出席下さいまして、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本委員會におきましては、ただいま電波法の一部を改正する法律案の審査中でございますが、本日は、参考人の方々より本案に対する懸念のない御意見を承り、審査の参考にいたしたいと存じます。

議事の進行上、まず参考人の方より、一人約十分程度本案に対する御意見を承り、その後委員の方より質疑を行ないたいと思ひます。御意見発表の順位は、古山参考人、金子参考人、荒木参考人、大内参考人とし、まず古山参考人よりお願いいたします。

○古山参考人 海技大学の古山修郎でございます。私は長年海上生活をいたしまして、また、船長の職務をとっ

てきまして、現在は海上第一線に活躍されておられる船舶職員、並びに部員の方の再教育に当たっておるものであります。

このたびの船舶通信士の定員改正について、私は次のように考えております。

まず、現行の定員三名を改正案の通り一名とした場合に起こる問題は、経済的あるいは船員の需給関係その他いろいろあるでありますが、結局は通信士一名で船舶の航行安全に支障がないかどうかという点と、通信士の労働過重とならないかどうかという二点に大體しぼられてくるのではないかと考えられます。

まず第一の、航行安全に支障があるかどうかという問題につきましては、オートアラーム、すなわち自動警急装置ですか、これが有効に作動するといふ前提条件のもとに支障がないと思ひます。この前提条件であります、諸外国におきましては、その信頼性について問題を起こしておらないと私には聞いております。従つて、海上における人命の安全のための国際条約でも、これを設備した場合の規定を設けているものと考へます。一方、わが国では、今次大戦中より三直制を実施しておりますため、オートアラームの必要性をあまり感じられなかつたので、その信頼性についても問題にされなかつたのであらう、こういうふうに思ひます。が、現在の性能は信頼できる水準に達

しておると聞いておりますので、船舶の航行安全にはまず支障はあるとは思われません。

次に第二の、通信士の労働過重の問題であります。通信士一名になりますと、氣象通信、航行警報、公衆無線電報その他の送受信で相当忙しくなり、新聞ニュースの受信が困難となり、船内文化面に支障が出てくるであらうと思ひますが、最近テレタイプ・コンバーターなどが開発されておりますので、これを使用することによりまして、その面は十分確保できるものと思ひます。またファクシミリの利用によつて、専門家の作成した天気図がそのまま入手できるということでありまして、従来の氣象受信、天気図作成という労力はほとんど解消されるものと思ひます。

以上、通信機器の革新と日本通信士の技量の優秀であることによつて、労働過重の問題はまず心配がなからうと思ひます。

科学の進歩は、あらゆる分野において、機械が人間にとつてかわりつつあることは御承知の通りであります。わが国の船舶も、最近急速にその自動化が推進されて参りました。機関の自動制御については、人間の勘までもある程度機構の中に取り入れて、外国の注目を浴びているようでもあります。このような最近の趨勢から、通信士の定員を諸外国と同程度にしようとするこのたびの改正案は、まず妥当であらうと思ひます。この改正案によりまして、

ほとんど全部の船舶の無線局の運用時間が八時間、通信士一名となりますが、これは最低基準であり、必要の場合には増員すればよいと考えます。とくに最低基準があり、それを上回る線はなかなか出にくいと思われ、各関係者において、航路その他実情に応じて十分御検討の上、適正な配員をなさるべきものであると考えます。

○本委員長 次に、金子参考人をお願いいたします。

○金子参考人 私は全日本海員組合の汽船部長をいたしております金子でございます。本案に対して私の見解を申し述べたいと思っております。

まず、本論に入ります前に、私並びに本組合といたしましての技術革新に對する基本的態度と考え方を諸先生に申し上げ、御理解を賜わっておきたいと考えます。

私どもは、技術革新に伴います合理化対策には反対するものではございません。海運企業の合理化と海上生産性の向上に、従来からも、将来に對しても、積極的に協力し、推進する態度を持つものであります。さらに、今回政府におかれまして取り上げられました一連の海運企業助成策に對しましては、基本的にはその方向を支持し、日本海運の再建に對しまして、労働組合の立場から、船員の労働条件の確保とその維持をいたしつつ、積極的に賛成をいたすものであります。私どもは、世の移り変わりに對応いたしまして、いたずらに過去の既得権にこだわることなく、時代に逆行いたしませんやうな態度をとるものではないというのとを、まず一点明らかにいたしておき

たいと存するものでございます。

さて、本案に對します私の見解であります。本案につきましては、去る昭和三十六年秋の臨時国会から、引き続き前国会の参議院におきまして、おにも論議がなされておられ、今日に至りますまで、政府各委員委員諸先生と政府当局との間に十分なる質疑が行なわれており、加えて海員組合としての見解も、すでに幾多の機会を通じて表明いたしておりますので、あるいは重複いたしますかと存じますが、私といたしましては、次の理由により本案に反対をいたす次第でございます。

まず、本案改定の提案理由によりますと、海運企業の現状及び最近におきます無線機器の性能の向上にかんがみ、運用義務時間を短縮する必要があるとされておりますが、率直に申し上げまして、この提案の理由と改定されます内容は、ちよつとすなおに結びつくことができないのであります。むしろ改定の理由を、通信士が三名乗っているのはぜいたくである、従つてこれを一名に減らすのだと明確に御提案、御説明願つた方が、事の賛否は別といたしまして、私はむしろすなおに受け取れるのであります。

政府御提案の理由によりますと、その一つとしての、海運企業の現状とございしますが、一体何をさすのでございましょうか。思いますに、一連の国家助成と、国際競争力に打ち勝ちます日本船主の経済規模の確立のため、さらにその一つであります労使間の問題といたしまして、船舶乗組員定員の減員をさすものと理解をいたしますが、具体的に一昨年並びに昨年、そして本

年に至ります日本船舶の定員の変遷について、具体的に次の事実を私は明らかにいたしたいと存じます。

すなわち、世界一周航路の一万トンの貨物船について見ますと、従来は約五十二、三名が乗っており、これは現在三十五名、何と十七、八名の減員と相なっております。さらに二万トンのタンカー、いわゆる油送船であります。従来は四十六、七名から五十二、三名乗っており、またものが、最近五万トンのスーパータンカーあるいは三万トンのマンモスタンカー等におきまして、一番少ない船舶は三十三名でこれが運航されている事実を、特に諸先生方に御認識を賜わりたいと考えるのであります。

このことは、世界いづれの国のいづれの船舶に比べても、最も少ない乗組員定員でありまして、いわゆる先進海運国でありますイギリス、アメリカあるいは西ドイツ等の定員の傾向は、日本政府御当局が調査発表されておりますように、一万トンの同型船におきまして、三十八、九人ないし四十二、三名と、むしろ乗組員定員は増加の傾向にあることを御留意願わりたいと存じます。

すなわち、一つの船の定員は、その総合的な員数でございまして、各国におきましてはその国の歴史と慣習に基づき、必ずしも同一視することができません。たとえば外国船等は、日本船に比べて、まかない関係の乗組員に比定員は、日本の五ないし六名に對しては、十ないし十四、五名が乗っているという事実もその一つでございまして、従いまして、本邦船舶に通信士は三名、外国は一名であるということの

うらはらにおきまして、一がいにその一つのパートをつかまえて多し少ないを論ずることは、當を得た見方とは考えられないということを私は申し上げたいのであります。従いまして海運企業の現状とは、すでに私どもの定員に關します労使関係におきましては、必要以上に十分に合理化されつつあり、また将来も、この線に沿つて、われわれはわれわれみずからの理解する立場において合理化に協力する、またみずからもこれを行なうという態度は変わらないことを明らかにいたしておきたいと存じます。

次に、第二の理由でございます無線機器の性能の向上とございします。が、具体的に政府改定案ではオートアラームをさしてやるものと思ひますが、これは次の理由により性能の向上とは言いがたいというふうに考えております。

すなわち、オートアラームは、私がまだ生まれる前にできたものでございまして、四十年前からあったものでございします。その間多少の改良はあったといたしまして、その根本的な構造における改良と確実性はあまり変化はございしません。一例をあげますならば、五〇〇KCを使用してゐる関係から、一般呼び出し波、応答波と共用しておりますために、空電とか混信による誤作動は避けられないのであります。緊急信号の十二長点だけを基準として作動するものでありますから、作動開始の要件として、信号の長さ、つまり時間だけをファクターとしてゐる点は、今も昔も変わらない、四十年以来の構造のままであります。従つて、これは技術革新による性能の向上とは

言いがたいのでございまして、これをもつて本案にいう技術革新の結果のとき幻想を与えていることは、大きな間違ひであると申し上げざるを得ないのでございします。

きわめて卑近な例で恐縮でございますが、オートアラームは、私をして言わしむれば、電車の踏切信号機よりもその効果はないと考えております。なぜならば、踏切信号機は、少なくとも百メートル以前に電車が参りますと、カラン、カランと鳴りまして、事故を未然に防ぐ効果を具体的にあげておりますが、オートアラームはSOSの二分钟前、すなわち、遭難の寸前に鳴るものでございまして、これとても先ほど申し上げました空電、混信、その他により、人をして耳で聞くほどの確率度合はございしません。すなわち、オートアラームは人の代行はしないという、従来からの経験ある幾多の海上無線通信士の主張通り、従来しばしば指摘された機器の構造、運用上の欠陥が革命的に改善がなされない限り、現状のままでは、これをもつて人を減らすということには賛成しがたいのであります。

しかし、われわれはここで國際的にこの問題を論じます場合、諸先生方におかれまして、一つの疑問をお持ちになることと存じます。それは外國船は一名である、日本船はなぜ三名の通信士が必要であるか、さらに、日本のメーカによつてつくられておりますオートアラームが、すでに百数十台という具体的な実績を持つて諸外國の船舶に設置せられ、かつこれに對する何らのクレームがないことを君はいかに考えるかという疑問を當然お持ちか

と存じます。このことにつきまして
は、次の点に彼此の相違点があるとい
うことを特に諸先生方は御理解を賜わ
りたいと思います。

すなわち、欧米諸国の船舶は、無線
電信とともに海岸局の整備によりまし
る有効なる船舶無線電信を併用してお
るというこの事実であります。すな
わち、沿岸につきましてはVHF、遠距離につ
きましては短波電話の活用がこれでご
ざいます。欧米各国は、国策上、軍事
上の目的から、通信体制の完備と、各
出先あるいはまた植民地等を利用いた
しましての無線電信並びに無線電話の
通信網の確立がこれでございます。こ
れらを利用することによりまして、無
線通信士は一名でも、他面、無線電話
によりまする多角的な活用によりまし
て、船内における耳と目の利用度合い
は非常にすぐれた高度な率に相なつて
おります。

日本船の場合、これに比べまして
太平洋または大西洋の洋上より、日本
船舶自身の中継によりましてこれを
補つておる次第でございますが、外
国船のそれに比し利用度合いは無線通
信だけでございますから、これを改定
案に示されたような無線通信による
一直一名だけのものにいたしました
場合、当該船舶乗組員の受けまする公
衆としての電波の公共性に対しまする
利用度合いは、日本船員の場合、著し
くそれに比して不利となることはこれ
また明白の理であります。さらにま
した、これが完全なサービスを行ないま
するたために、当該通信士の労働強化は
とうてい現状一人をもつて処理し得る
ものではないということは、過去幾多

の事例によつて明らかでございます。
もしこれが國も、往年のごとく海軍
がございましたならば、日本の商船隊
の姿もまた変わったものになつたであ
らうということを私は申し述べたいので
あります。列國の海運の商船隊の國
家の強力なる助成は、その國の国防
上、貿易上からの大きな要素があるこ
とと、諸先生の御承の通りござい
ます。すなわち、海上におきまする船
舶通信体制の確立と維持は、單に船主
経済との見合いにおいて簡単に解決さ
るべき問題ではないと考える次第でご
ざいます。

結論をいたしまして、私は、テルス
ターが飛びまするこの宇宙時代に、何
が何でも人間の通信士による三名三
直制を將來に對し絶対固執するといふ
態度をとるものではございせん。改
正案にいわれますような、似て非な
る内容と、不十分な現状の理由による
改正ではなくして、技術的に人にまさ
る機械が完全に發明され、かつこれと
の見合いにより、必要にして十分な海
岸局の短波無線電信を含みまする通信
網が完備されましたらば、電波法の
改正でございまして、私、私を含め、本組合は、積極的
に技術革新に伴う合理化の一環といたし
まして御意旨に賛同し、むしろ私ども
もみずからの意思として、積極的に本
問題に取り組み用意がおりますること
を、この際明らかにいたしたいと存ず
る次第でございます。

具体的な本件取り扱いにつきまして
は、以上の趣旨におきまして、私は政
府が現在において電波法改正を意図さ
れますならば、まず、郵政省御当局
並びに運輸省御当局が、船舶の無線電

話の利用についての積極的な國家とし
ての整備と法制化が、電波法改正の前
に御用意されるべき問題ではなからうか
と考える次第であります。今日におき
ましては、無線電信と無線電話の活用
とは無関係に本案は論議することは許
されません。

最後に、本組合と船主団体とは、戦
後十八年の長きにわたりまして、その
間に一、二のお互いの立場からする選
け得られなかつた大きな争議もござい
ましたけれども、他はおおむね労働組
合としての本組合みずからの自衛によ
りまして、船主団体との労使関係は、
他産業、他組合と異なりまして、自主
的に交渉し、解決して参つた歴史を私
どもは持ち、かつまた、これをみずか
らの誇りといたしております。従いま
して、本電波法改正につきましても、
法制化の前には一度、労使で將來に
對し十分な話し合いを行ないまして、
その上に立つて技術革新に伴うきわめ
て自然な形における法改正の行き方と
いたしたく念願いたす次第でございま
す。どうか諸先生方におかれましては、
本案の改正理由とされました海運企業
の現状と技術革新に伴いまする労使の
現状、そして將來行なうべき諸問題に
つきまして、電波法改正のみが当面急
務の解決策であるとされませず、労使
の自主的な規制にゆだね、本案改正
は、自分の間現状のままにいたしまし
て、法改正を見送られますよう御再
考願ひたいと存じ、心からお願ひを申
し上げまして、私の反対する理由とい
たしたいと存ずる次第であります。

○本名委員長 次に、荒木参考人にお
願ひいたします。
○荒木参考人 日本船主協会副会長を
いたしております荒木でありますが、
本日こういう機会を与えられましたこ
とは、まことに感謝にたえないところ
であります。厚くお礼を申し上げ
ます。

海運業経営の立場からいたしまし
て、たゞいま御審議中の電波法及びこ
れに関連して船舶職員法改正問題につ
いては大賛成でございます。木案の
成立を念願してやみません。

私どもが、これら関係法律の改正を
要望しております理由は、わが国海運
の國際競争力を強化する方法の一環と
して、船舶無線通信士の定員を國際水
準並みにすることが必要であると考へ
ておるからであります。

御承の通り、海運業は、長らく世
界的な不況のもとに置かれておりま
す。これは、申すまでもなく、運賃水
準の低下によるものであります。こ
の運賃水準の低下は、單に船腹需給関
係における循環的な市況変動によるば
かりでなく、基本的には、世界海運の
構造的変化によるものであると考へて
おります。

すなわち、戦後の世界海運における
最も大きな変化は、世界の貿易構造の
変化に對應いたしまして船舶の専用
化、大型化が急速に進みつつあること
であります。船舶の専用化、大型化
は、非常なコスト・ダウンになります
で、これまでのような大きな客や型の船
舶では、これに對抗できないのであり
ます。たとえば、近年まで標準船型と
されていまして二万重量トン型、三万
重量トン型のタンカーは、六万トン七
万トンあるいはそれ以上の大型タン
カーの進出によりまして、もはや経済
的には使えなくなつております。また、

専用船につきましても、二万重量トン
型の船舶は、五万重量トン型のもの、
あるいはそれ以上の大型船に市場を奪
われようとしております。

このような世界海運の構造的変化の
進展とともに、海運の國際競争はいよ
り激化しております。海運の構造的
変化に對処し、國際競争を克服してい
くためには、わが国海運は、企業体の
制、資本費の負担、船舶の諸設備、船
員の配乗その他あらゆる面で合理化を
徹底し、國際競争力を強化する必要に
迫られております。これを達成する
ことによつて、わが国海運は、初めて
國民經濟上海運に課せられた使命を果
たすことになると思つておるのであり
ます。

私どもは、海運合理化の徹底には懸
念の努力を續けており、政府におかれ
ましては、このたび日本開發銀行の船
舶建造融資について、その利子徴収猶
予措置を講ぜられようとしておりま
す。このように、海運合理化への努力
は、各方面を通じて進められておりま
すが、船舶乗り組み定員の合理化につ
いては、船舶無線通信士に關する限り
におきましては、現行の電波法及び船
舶職員法の規制によりはばまれており
ます。

すなわち、私どもは、船舶の諸設備
と船内業務の合理化によつて、甲板
部、機関部などの乗り組み定員につい
ては、すでに相當の減員を実施してい
ります。たとえば、最近の新造船にお
ける一船の乗組員数は、二年前と比較
しますと八名ないし九名減少している
のであります。このために、一船の総
乗組員数に對する通信士の割合は、ア
ンバランスになつております。これ

は、一に現行法令によって、大型船については、無線通信士の定員が三名と定められておるからであります。

わが国では無線通信士の定員は御承知の通り三名とされておりますが、諸外国の船舶は、無線通信士を一名しか乗せておりません。わが国でも、戦前は一名の通信士でよかったのでありますが、戦時の非常措置で三名に増員されたのであります。この措置は、終戦後に改めるべきであつたのであります。が、当時は船舶の数も少なく、通信士の失業問題なども生ずるので、改められないで今日に至つたのであります。

船舶無線電信局の執務時間と聴守時間については、国際電気通信条約並びに海上における人命の安全のための国際条約に基づいて、各国が定めることとなつておりますが、わが国の電波法は、これら条約による国際水準をはるかに上回つて規定してゐるのであります。

わが国海運界では、先ほど申し述べましたように、この一、二年船舶の諸設備の改善、自動化装置の採用などによりまして、乗組員定員の減少を進めておりますが、運輸省におきましては、定期船、タンカー、専用船などについて、経済性能の高い船舶の試験設計を進めております。この試験設計の考え方は、極力少数の乗組員で船舶の運航をはからうとするものであります。

諸外国におきましても、船舶についての技術革新は強力に進められようとしております。アメリカ海軍局長官は、世界海運界での競争に打ち勝つためには、船舶の自動化、合理化をはかるべきであると同国海運界に警告しており、一九六四年を目途として、現在

五十五名で運航しているマリナー型船を、十四名の乗組員で運航できるような船舶を建造してこれにかえようとしております。

ノルウェーにおきましても、現在大型のタンカーを建造しまして、その機関部が十五名から十八名くらいでやっております。六名から九名くらいでやれないかと検討を進めております。ドイツにおきましても同じようなことをやっております。

海運の国際競争に打ち勝つためには、諸外国に先んじて船舶乗組員定員を合理化して、輸送費のコスト・ダウンをはかることは申すまでもありません。日本船舶の乗組員数は、従来非常に多いといわれたこともありましたが、最近におきましてはそのようなことはなくなつたのであります。海員組合の協力を得まして、すでに相当な定員の合理化を実施して参つたのであります。たとえば、ニューヨーク航路に就航する定期船につきましては、二年前までは一船当たり五十名以上乗組員を置いていたのですが、四十名ぐらゐで運航してゐるのであります。しかも船舶通信士の面におきましては、いまだ合理化が行なわれておらないのであります。

電波法及び船舶職員法の改正につきましても、船舶航行の安全性や通信連絡の渋滞、あるいは船舶通信士の待遇などについて、いろいろいわれているようでもありますが、私どもは、船舶通信士の定員合理化によって、これらの諸点についてことさら支障が生じることはないと思つております。

第一に、通信士を減員しても船舶の航行安全は十分に確保されると確信し

ております。すなわち、船舶の航行安全を確保する上で聴取を必要とする無線放送は、気象ニュースと航行警報とであります。これらはいろいろの周知方法で繰り返して放送されますので、通信士一名の執務によって十分に入手できます。さらに、操作の簡単なフアクシミリによる天気図の撮取や、ラジオ放送による気象予報の入手を考えますと、船舶航行の安全は十分に確保されるのであります。遭難の相互救助は、通信士とオートアラームによる常時聴守をもつて完全に確保されますことは申すまでもありません。

次に、オートアラームは信頼すべきものとなつておりますので、海難救助にも支障はないと考えるのであります。オートアラームは、緊急信号を受信してベルを鳴らす装置で SOS を直接聞くものではありませんが、国際的に定められてゐる遭難通信は、SOS を聞くのではなく、その前置信号である緊急信号を聴守することにより、その目的を十分に果たせることになっております。また、誤動作があるゆゑに信頼できないともいわれますが、空電その他の妨害により誤動作、不動作の恐れもありますので、海上における人命の安全のための国際条約及び国際電気通信条約によってオートアラームはその備うべき性能を規定されており、わが国におきましても、主管官庁が検査を行なつてゐるのであります。日本製のオートアラームは、これらの条約及び国内法の規制を受けて製作されたものであります。国産品が国際的に何ら遜色のないものであることは、多数の輸出船舶に採用されて支障のないことで十分証明されるものであります。

また、通信士が一名となつても、通信の疎通にはなほだしい支障が起るものとは考えられません。内地との直接通信はできなくとも、国際通信への移行も行なわれ、全世界をカバーする国際通信網を活用すればよいのであります。

また、船舶気象観測報告が著しく減少し、気象災害予防に支障を与えることになるとは考えられません。わが国の気象業務法は、船舶に対して、通信士の定員数に応じて気象観測の報告回数を規定しておりますが、国際的には一日四回の観測報告の協力を要請されておるのみであり、わが国のように八回にも及ぶ報告回数求めている例はありません。

通信士定員の減少により、報告回数は少なくなりませんが、気象に関する学問及び技術が発達した今日では、船舶からの報告が多少減つたからといって、観測データが不足するとは考えられません。気象レーダー、飛行観測、定点観測などが行なわれているのであります。また、特に一定海域のデータが必要な場合には、船舶を指定して観測報告を得ればよいのであり、私どもはこの点について協力を惜しむものではありません。

さらに、船舶無線通信士の需給関係を見ますと、通信士は不足の傾向であつて、将来の船舶拡充に伴う需要に応じ得ない状態でありまゝ。無線通信士の養成機関としては、数多くの学校がありますが、国内の無線技術者需要が旺盛なため、これら学校卒業生はほとんどが陸上産業に就職している状態でありまゝ。今後わが国経済の成長に伴つて大量の船舶を建造していく場合に

は、通信士の不足が予想されるのであります。

また、私どもは、電波法、船舶職員法が改正されて定員が減少したからといって、船舶通信士の離職が起らないような万全の措置を講ずるつもりなのであります。

なお、船舶通信士の業務内容は、船舶航行上の安全及び公衆通信等のために行なう通信士本来の業務ともいふべきものと、その他の業務とに分けられるかと考えます。これらの業務を詳細に検討してみますと、通信士の定員が減少したとしても、経常通信のうち、気象放送等フアクシミリの採用による合理化等を含み、本来の業務内容は一名で十分にまかなえるものと考えます。その他の業務につきましては、船舶の合理化及びテープレコーダーの活用、フアクシミリによる新聞放送の受信等、近代設備を取り入れることによりまして、通信士の労働過重となるようなことがないように措置し得るものと考えてゐるのであります。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

私どもは、電波法及び船舶職員法の改正につきまして、長年にわたり要望して参りました。ただいまの国会で改正法案が再び審議されておりますことに對しましては、深く感謝しておる次第であります。私どもは、国際競争に打ち勝つためにいろいろな施策を講じておりますけれども、この通信士の定員が国際水準並みの要請にとどめられるように措置されることを念願してやまないものでございます。

なお、通信士諸君の失業問題ということに關しましては、われわれはさよ

うなことが起きないように十分の配慮をいたすつもりでございます。また、現在下級免状を持っております者につきましては、再教育を行ないまして上級免状のとれるような措置を十分に講ずる考えでございます。

以上、申し述べました通りでございます。本案の成立せられますことを念願してやまない次第であります。

○佐藤(洋)委員長代理 次に、大内参事人にお願いをいたします。

○大内参事人 私は船舶通信士協会の大内でございます。ただいま電波法の一部を改正する法律案の審議が行なわれておりまして、参考人として呼ばれております。私も船舶通信士の現在における実情を、皆様にお話しできます機会を与えられたことを非常に喜んでおります。

電波法の改正問題は、もうすでに足かけ七年になりまして、いろいろな点で論議が尽くされているように言われておりますが、私も現場の通信士の実態を見ております立場から申し上げますと、いろいろな点でいかんとも承服しがたい点がいろいろあるのでございます。第一に、私も昭和二十五年に電波法が制定されて、その後十何年かたちまして、世界の海上無線通信体制の一環として日本の無線通信の業務に従事しております船舶通信士といましては、この改正案に対しては、あまりにも実態と実情が無視されておるといふ点を強く痛感いたして反対いたしておるわけでございます。

第一の理由は、私も、船舶の通信士になるためには、無線通信士という資格を国家試験によって得なければ

ならない。その知識、技能というものは、電波法に規定されております。そうした知識を全部身につけなければいけません。船舶における無線通信士の第一の任務というのは何か。二十四時間五〇〇Kの電波を常時聴守して、航海の安全のために自分の仕事の本来の任務とすべきである。そういう場合の知識、能力があるかどうかという点が第一義の点として強くわれわれの資格の内容にまで及んで、そういう知識、能力があると認定された者に対して、無線通信士の資格が与えられておる。また、無線通信士にとつては、そういう能力が発揮できるようにいろいろな技術的な基準を定めたものが電波法であるわけでございまして、それが今回の改正案によりまして、二十四時間人間の耳による聴守は必要としない、一日八時間である。しかも、その場合一日八時間の通信士によって航海の安全が保たれるか、その他の条件はどういう条件が整備されておるか。無線機器の発達に相応してどういう施設がなされておるか。われわれ現場にありまして、実際の無線通信士の仕事に従事しておる者の立場から言いますならば、何もない。

それから、もう一つ、私も現行三名乗っておる通信士を一名にするというところによって、たとえば失業の問題が起る、あるいは労働過重になる、こういう問題もございまして、そういう問題を抜きにいたしまして、私どもの職業的な立場から納得しがたい点が残つてくる。一つは、そういうふうにして私どもの仕事というものは、ことごとく法規の中で厳格にいろいろの点が定められておる。たとえ

ば自分の局を呼ばれた場合には直ちに応答しない、自分の名前を呼ばれたらはいと答えなさい、まるで幼稚園の子供にでも言うようなことを規則に書いてある。自分の局を呼ばれたときに直ちに応答しなければならぬ。こういうことは、何でもないことであるけれども、海上の無線通信の場合にはきわめて重大な点がある。どういう用件をもって自分の局が呼ばれておるか。それに返答しなかつた場合にどういふ事態が起こるのか。そういう場合にどういふ順序をもって相手の船を呼び、どういふ手続をもって返事をするかということも、こまかく規定されておる。相手の名前を三回呼んで、その繰返しを二回やって、なお返事がなかつた場合には二分間休んでまた呼びなさい。それでも出ないときには五分間の間隔を置いて呼びなさい。こういうふうに非常にこまかい点まで規定されておるのです。こういう規則をも破つてめちやくちやに相手の名前を連呼したり、あるいは応答しなかつたという事実があれば、これは無線通信士としての能力といひますか、これに對しましていろいろな警告が来る。

最近日本の船が、アメリカその他の国から、過度呼び出しと称しまして、たびたび嚴重な違反通信の通告が参つておる。日本船ばかりではございませぬが、日本船がアメリカへ行き、ヨーロッパに行き、また外国の船が日本に來て、こういう通信をやる場合に、どの国でも、電波に對する監視局というものがございまして、世界的にも監視網がある。そういう場合に、そういう單なる形式的な違反、ささいな違反であつても、これは嚴重にお互いに各

が協定いたしました。そういうものをなくするために海上無線通信の秩序を保つていかなければならぬ。こういう意味合いからして非常に事こまかに通信の手続をきめておる。これは日本ばかりではない。そうしなければ、通信というものは、相手があつて成り立つものですから、自分だけ先に通信をやろうと思つても、他の船の妨害になつたり、ひいては通信の秩序を妨害するやうなことになる。これは無線通信の体制を維持できないわけでは。これは最近、日本船の場合には遠距離から日本内地に向かつて通信をする。こういう場合、これは非常に困難なものである。たとえば一通の電報を送るのに五分間の送受ができるということがたびたび言われております。この五分間の時間の間に一通の電報を送るために、それに至るまで実際に日本船の通信士はどういふ仕事をしておるか。どうしても自分の当直時間中にこの電報をやらなかつとまずいというので、二十四時間一生懸命やる。自分の当直時間中にきないと次の通信士に手渡ししなければならぬ。そういうことのないようにならなければならぬ。そういう場合に、呼んでも出ない、四たび出ない、また違反になる。その距離が長くなればなるだけ、呼び出しに要する時間は、三時間または四時間、五時間、十時間、そういうふうな非常に苦難な労苦と焦慮をもつて通信をかわしておるのが実情でございます。たとえば、自分の局を呼ばれたら直ちに返事しないという場合に、相手がどういふ用件を持っておるかかわからない。いつでもそれに応答できる体制を整えること自体が、船舶の航行安全のために、船

舶相互間の海上における安全体制を維持するために必要だ。それがためにこういう手続を国内的にも國際的にもきめておるわけですから、そういう通信の秩序を保ち、維持するためにこまかい規則をつくつてやつておる。われわれが法規を尊重して毎日の仕事をしなければ、海上の無線通信体制というものは維持できないわけでは。そういう法規のもとで運用しておる現行体制の中で、今度二十四時間勤務する必要がない、一日八時間である。その裏づけになる設備であるとか、方法であるとかは、どういふ点によって条件が変わつておるかという点、何もないわけなんです。そういう中で運用時間を減らし、あるいは定員を三名から一名にする、こういうような法規の改正でございます。私どもとしてはどういふもので納得いたしがたいということが第一でございます。

次に、盛んに問題になっておりますオートアラームの問題でございますけれども、現在日本船はこの一年あるいは一年半以前から、二百数十隻にわたつてオートアラームが設置されております。いずれも、政府によって、この機械を使つてよろしいという証明された型式検定に合格した製品である。それが実際においてはほとんど役に立たないのではないかと、というクレームが各船から私どもに一ぱいきております。これは条約によりまして、また国内法によりまして、オートアラームを設置した船舶は、航行中一日一回は必ずテストしなければならぬ、テストしてその結果は必ず船長またはブリッジ当直士官のところに報告しなければならぬということがきまつております。

ところがテスト・ボタンを押しても全然作動しないという機械もある。この機械はテストしても鳴らないというのを船長に報告したら、それでは船長はどうしたいか、それはそれつきりなんです。この機械は故障ですという報告だけすればいい。それを受理した船長は、この機械は故障だから、これはいけないから、人間の耳によって聴守しなさいという指示をするとか何とかいふことは何もない。こういうことがきまっておる。機械がこわれた、どうにもならぬからそれでよろしいのだという事で、何もないので、なぜかこういふふうになったかという、先ほどもお話がありましたけれども、オートアラームを採用することによって通信士の定員をきめようという事で、この機械は信頼できないというところが各国から盛んに言われたわけですね。そういうような信頼のできない機械であるならば、通信士をして一日一回機能のテストを行なう、その結果を船長に報告させることにしようじゃないかということがきまっただけでその対策がない。こわれても、役に立たなくても、やむを得ないからそのまま使っていかなければならぬというシステムなんです。日本だけではありませんけれども、世界の船舶通信士はこれを実際において信頼してきていない、これが実情なのです。

しかし、外国の場合、一名の通信士で何をやっているかという、陸上におけるいろいろな航行安全のための設備というものが完備しておるのです。たとえば大西洋のある一定の地域に入りますと、いかなる船でも向こう

のコースト・ガードという局に向かって自分のポジジョン、行先、スピード、そういうものを一ぺんだけ報告する。そういたしますと、大西洋上の一切の船舶の動静がたつた一ぺんの報告でもって、毎日何時にどの地点にどういう船があるかということが、電子計算機その他によってはっきりわかるようになっておる。何か一たん事があれば直ちに救助におもむく、あるいは船に知らせる。船舶相互同士でもって助け合う。病人が出て命があぶない。その付近を通っている船には日本船がいる。日本船にはドクターが乗っている。で、その日本船に向かってコースト・ガードから指示がかかる。直ちに現場に急行して盲腸にかかった外国船の船員の命を救え。そういうことがたつた一ぺんの通報によってわかるようになっておる。そういうシステムの中では、たとい一名の通信士によってあるいは航行の安全が保たれるかもしれない。今度は、電波法を直すことによって、こういうふうな陸上設備の計画がある、どういう場合にも、どこを通っても、こういう方法によって船舶の動静が把握できる、いかなる事態が起きて直ちに救助の体制ができるようになるにつつある、従って二十四時間聞く必要はない、従って電波法を変えようということであれば、われわれ現場の通信士としてもこれは反対できないわけなんです。しかしそれが一つもないのです。

それからもう一つは、航行の安全に支障はないと言われても、今度の電波法の改正によりますと、オートアラームをつける船舶自体が、単に国際航海に従事する船舶にのみ限って使用され

る。そういたしますと、日本の近海を走っている船はオートアラームを必要としないわけですね。日本の周辺を走っているものは、夜間の十一時から朝の九時までは全然人間による聴守というものがされないのです。そこがブランクになってしまふ。なるほど、海上保安庁の海岸局がありまして、二十四時間聞いております。ですから SOS さえあれば直ちにキヤッチできる体制がある。しかし、その際に直ちに巡視艇が行って救助できるかというと、目

と鼻の先を走っている場合でなければ、船舶相互間によって救助はできないわけですね。そういうことがわれわれ通信士には何よりも危険である、日常の仕事を通して一番あぶない、今後こういう船には乗りたくないという感じがしておる。もちろん航行安全のために働くのは、単に通信士だけではない。船長以下全乗組員が協力して船舶の安全な運航をはかっている、何で通信士だけが航行安全のためにがやがや言うのかと言われますけれども、私どもは日常の仕事の中でそれを痛感しておるわけですね。昨年もしも大きな商船の海難事故があった。たとえば夜中の一時でも二時でも SOS が発せられますと、直ちに回答して救助におもむくということが行なわれておる。先般フィリピン沖で日本船が海難を起こした。夜中に SOS を打って結局は沈没してしまいましたけれども、付近航行中の日本船舶が二十四時間聞いておりましたために、直ちに急行して全員を救助した、こういう事実があるので、これが現行法が改正になって一名になれば、そういう場合にはできないわけですね。日本の近海でも、そういう

意味ではブランクになってしまふ。そういう点、私どもは非常に重大な不安を感じているわけですね。

もう一つは、公衆通信の問題でございます。先ほど申し上げました通り、日本の船舶の経済的な運航をはかするために、公衆電報を取り扱うということが重大な要素をなしている。外国に行った場合、日本の近海には絶えず三百隻という船が密集している。東南アジア、インド洋にかけて、三百隻以上の船がいつも毎日のように通信している。その三百隻の船が、長崎の無線局を一斉に呼んだ場合には、お互い混信してしまふから、順番を待たなければいかぬ。いつ自分の順番がくるかという事で、二十四時間ずっと自分の受信機の前にはすわって聞いていなければならない。一たん長崎の局をつかまえると、電報というものは三分か五分ではけてしまふのですが、それに至るまでの時間というものは大へんな時間がかかるわけですね。一人の人間じゃとても不可能です。それは今後は心配はいらない。海外においても、電電公社が日本の船舶を相手にするような中継基地をつくるから心配はいらないのだ、一人でも十分できる、こういうことであれば、私どもは反対できない。むしろ進んで賛成して、そういう新しい海上無線通信に対してわれわれが協力することは当然のことだと思ふのですが、そういうものは何もないわけですね。

数えてみますとたくさんございますけれども、もう一つ最後に納得できない点は、いろいろな事情によって、どうしても船主の経済的負担を免れるために乗組員の定員の削減は必要であ

る、合理化は必要である。
〔佐藤洋委員長代理退席、委員長着席〕

そういうことによつて定員を削減するのであれば、たつた一人になった通信士は、いわゆる技量優秀で、いかなる困難な通信に対しても適切な方法とれるというきわめて能力の高い通信士が配置されるのが当然なんです。ところが、今度の改正案はそうでない。今後は一級の無線通信士の資格があれば経験は必要としない。今までは四年必要であるとか、あるいは二年必要であるとかいうのが現行の規定でございまして、今度三名を一名にするのと同時に、そういう業務経験も必要としないような改正になっておる。これははなはだしい無理だと思ふのです。数が少なくなれば、それに対応して質のよろしい、経験の豊かな者をもって船を運航させるといふ改正であればわかるけれども、通信士の定員を削減したあぐく、未経験でもよろしい——これははなはだ納得できない点がこういう場合にもあるわけですね。

まだたくさん、私の立場からなめて御理解を賜わりたい点がございまして、今申し上げたようなことによりまして、私どもはどうしても今度の電波法改正については納得しがたい、こういう点がございまして、何とぞ皆さんの御理解を得まして、これからの御審議のほどをお願いいたします。と思います。

○本名委員長 以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。

○本名委員長 これより質疑に入りま

す。質疑の通告がありますので、これを許します。岡田修一君。

○岡田(修)委員 私は金子参考人に一問だけ伺いたします。

先ほど金子参考人のお話では、もう少し条件さえそろえば、無線通信士の定員を減少してもいいんだという大へんものわりのいいお話で、非常に喜んでおる次第です。ただ、御承知の通り、今の海運競争というのは、私は定員減少の競争じゃないかと思うので、船の大型化とか、あるいは自動化というような、結局、定員を減らすことによって対外的な競争に打ちかとうとしておる。先ほどのお話では、日本船は最近非常に定員が減少している。しかし、既存船舶においては、その外国船よりも減っていないのじゃないか。非常に減っているのは、いわゆる新しい船の自動化が非常に進んでおる。きのうも新聞を見ましたら、川崎汽船が定員三十人の船をつくらうとしておる。これは主として甲板、機関の減少であって、もし無線通信士が三名が一人になれば二十八人です。私が一番おそれるのは、船というのは孤立した狭い社会なんです。だから、みんなの労働が、いわゆる均分で、みんなが気持を合わして働くというところに船の能力が上がり、船の安全性も確保される。ところが、定員がどんどん減少してくる中において、無線通信士だけが現状の三名を維持しておる。しかも仕事の内容は、先ほど大内参考人のお話になりましたけれども、決して多いとは思われない。減少したほかの船員が、一生懸命に働いているのに対して、無線通信士だけが割合にひま

な顔をしておる、こういうことではたして船内のほんとうの気持の融和が保たれるであろうか、ほんとうの労働意欲というものが、ほかの部門の人たちに対して起こし得るであろうかどうか、私はこの点を一番心配しておるのです。先ほどの無線電話が整備すればそのときはいいんだ、こういうお話ですが、これは日本の電電公社でも、最近無線電話施設を拡充しようというのでいろいろやっておるわけです。おそらく私は二、三年以内に整備するだろうと思う。今度の法案は、三年間は既存船は定員二名にしようという緩和規定がございまして、それとマッチするわけなんです。でも、ともかく最近の非常に減少した定員で、新造船などにおいてこのまま無線通信士を三名乗せておくということは、金子さんは汽船部長として全般をこらんなっておるのですが、そういう点から見て、はたしてこのままでいいかどうか。私はできるだけ早く、これは均分な労働をなにするという点から改正すべきじゃないかと思うのです。無線通信士の方に対する処遇とか、そういう点はまた別の点で考えるべきであって、むしろそういう海上労働の特殊性からいって、私はできるだけ政府が準備しているような法案を通すべきであるという考えを持っておるのですが、この点に対する金子さんのお考えを伺いたいと思います。

○金子参考人 先生御指摘のことと多少違ふのですけれども、私が申し上げたい点は、法改正が具体的になされたといえども、これは労使間の問題でございまして、やはり労使が正しく理解し、運用されてこそ法の意義もあらうかと考えます。まずこれが第一点。先ほど公述申し上げましたときに、最後に申し上げたと思いますが、われわれはやはりみずから自分でコントロールしていく、いささか労働組合としての自負を持っておるものであります。この電波法改正の問題は、わが組織の中におきます通信士を含め海上の船員が、特に当該通信士が中心でございまして、七、八年の長きにわたり、国会が開会されるたびに、おの将来はどうなるか、非常な不安を持っておる。むしろ先生御質問の、船内融和はどうであつたかという御質問に對しましては、一方的に減らすんだ、減らすんだと長年御主張なさいました七年間の政府を初めとする改正者の方々こそ、船内融和を著しく損すことに御協力を願ったと私は考えております。そういう意味以外では決して考えていないと思うのです。

さらにまた、数字の問題について申し上げますと、海運企業の現状は、申し上げるまでもなく、非常に重要な時期にあるかと考えますが、やはりそれは全船員の理解と納得の上に、私たちがとしては海運というものはわれわれの立場で再興するんだ。先ほど触れしましたけれども、これは本組合の組合員が昨年十月ロサンゼルスに寄港いたしましたときに、隣のフランス船を訪問したその定員の一例でございまして、読み上げますと、船長はおの一名おります。フランス船の場合はコマンド・システムをとっておりますので、コマンドがこの上におります。航海士は米船は四名、仏船は五名、日本船は三名、機関士は米船は八名、フランス船六名、日本船五名、船舶通信士は米船一人、フランス船一人、日本

船三名、事務長はフランス船に一名、日本船に一名、甲板員は米船十四名、フランス船十三名、日本船十三名、それから機関員は米船十四名、フランス船十二名、日本船十一名、まかない司厨員は米船十三名、フランス船十名、日本船五名でございまして。これはいろいろその国の習慣等もございまして、が、国際的という主張を先生がなさいますならば、これはやはり食生活の改善、まかない関係の問題をこの水準まで引き上げる要求を当然推進しなければならぬと理解いたします。そういうようなことは、私どもが今言いましたも、これは理屈と数字の話でありまして、今まかない員を五名ふやせという要求は考えておりません。それなりに食生活の改善はわれわれが考えるべきである。

最後に申し上げたい点は、船内の融和の問題であります。先ほどからいろいろ参考人並びに岡田先生の御指摘もございましたけれども、無線電信というものは公共の問題である、この利便は、船という特殊な環境にあります五十数名ないし四十名の人間としての乗組員の電波の公共性を使う権利は、乗組員が平等にあるべきだということでありまして。従って、法改正のような状態におきます内容で参りますと、いろいろと専門的に私はここで反論を試みようという意思はございません。それはおのおの立場に立って、私どもは、だめであるということを中心とするのでございまして。しかし、また逆に、それはそれなりに無線工学等の立場から専門的ないろいろな御意見はそれなりに反論も成り立ち得ると思ひますが、そうではなくして、私はこの法改正の政治の場において、特に岡田先生に御理解を願いたいと思ひます。点は、やはり組合員は、船員は耳と目は自由に使いたいのだ。従って、いかなる場合におきましても、日本海運のために通信士を一人人間を一人減らすんだということではなくして、相対的に海運の生産性が上がるための現在の海員組合の協力を、日本船主団体が無視をされて行なおうとしたしましたならば、私は非常に憂うべき状態が海上に展開するのではないかと。これは国会において先生に、われわれは労働組合だというようになことを、私自身申し上げる意思はいささかもございせんけれども、労使間の紛争に発展する可能性のあることを憂うものであります。こういうことをみずからコントロールしていきたい。それから、昔は飛行機にも通信士はございました。最近操縦士という形におきまして一人でございまして。機関士は二人、パン・アメリカンのジェット機におきましては五十数名、七十名からの旅客をわずか四、五名の乗務員でこれを運搬しております。将来の船舶稼働におきましては、あるいは運輸当局は御研究なすっておりますように、数年前には十名ないし十五名の船舶が具体的に実現するかもしれない。その場合私どもは、船舶通信士という名があるなしにかかわらず、船内におきます無休執務というところは、これはいかなる状態におきましても将来確保すべき必要なるものである。それを現在、船舶通信士という名において、人間一人どうしでも、機械にかわるものを、人でなければならぬということは、決して時代に逆行しないということを先ほど申し

上げたわけでありませう。そこまでお前の話はよくわかると御理解願います。ならば、わが海員組合をこれ以上怒らせることのないように、しばらくの間このままにしておいて、労使が話し合いをして、なるほどさうだということには、われわれは人間があるなしにかかわらず、航洋船舶における二十四時間の通信網、電話連絡網、すべてを含めまして、完全に把握されるということには、まず日本政府自身がしなければならぬことをして、いやだいやだというのを無理してさせず、だれが見てもなるほどさうだ、それならばということと、きわめて自然に諸先生方が御指摘なさいますような形におきます。いわゆる海上における機械化の合理化に対して、本問題もあわせて御検討願いたい。お答えになったかどうか存じませぬけれども、先生の御心配の点はございませぬ。むしろ本国会でこれを一つけじめをつけていただいて、また通信士が、米国会においても、減らすのだ、ふやすのだというようなことで戦々きようきようとするようなことを、どうか一つ先生の立場において、海上通信士に与えないことを私からお願いをして御善処賜りたい、かように存じます。

○岡田(修)委員 今の金子さんのお話、私は海上労働の適正配置といいますが、こういうことは、私は海員組合さんのことはよく存じ上げております。その考え方、動き方はよく存じ上げております。それで信頼しておるだけに、何も法規でここまで規制しなくてもいいじゃないか。法律はいわゆる最低限をきめる。だから、先ほどいろいろ各国の事情をお述べになりました

が、各国の事情は何も法律に基づいてやっておるのではない。実際その国の特殊性による必要性に基づいて、あるいは労使間の協定でやりになっておる。今度の場合は法律でございませう。で、ですから法律についてはまあ国際並みにしておる。それ以上の点は、海員組合と船主間の話し合いによって、われわれは従来から普通の乗組員、一般の乗組員でも、外国人と日本人との統計からいって、日本の乗組員がある程度多いということは普通だということをおる。いろいろな研究した結果聞かされておる。そういう特殊性は当然見てしかるべきかと思ひますが、これは法律に基づくものではございませぬ、実際の話し合いでやっていただきたい、こういう気持を持って金子さんに対する御質問はこの程度にいたしまして、一つ大内さんにお伺いしたいのです。

先ほどオートアラームは、お話によるとほとんどこれは信頼するに足りないのだ、かえってやっかいものになっておるのだというような、非常に極端なお話がございました。ところが、外国船では一応このオートアラームで、無線通信士の勤務時間以外はこれで聴守するということがずっと何十年きておるわけですね。大内さんのお話ですと、当然このオートアラームを配置して、無線通信士の定員をふやそうじゃないかということが、人命の安全に対してより過敏な外国船の方から起こってくるべきではないかと思うのです。その点が、この海上安全条約ができてから何十年かたつてまだそういうことを聞かないのですが、この点一つ大内さん、もう一べんお話を伺いたいと思ひます。

○大内参考人 これは日本と外国の事情はだいぶ違ひまして、外国は今まで三人乗っておつて一人にするためにオートアラームを採用したのでない。で、一九二九年ですか、海上人命安全条約の改正によりまして、どうして航行の安全のためには二十四時間聴守する必要がある。そうしないというのと、一定の船舶には無線電信を使用しなければいけないという国際協定が意味をなさぬ。どういう時間——理想的には二十四時間必要である。現在でも二十四時間通信によって聞かなければならないということが第一に書いてある。その次に、オートアラームをつけた場合には、八時間でもよろしい、こういう規定がありまして、今まで三人乗ってなくて、どうしても二十四時間聞かなければならないということ

をきめておいて、それが不可能な場合にはオートアラームを使用しなさい。その機械が役に立つて立つまいが、現実には何ら影響はなかった。日本の場合、ずっと戦争前から三名乗って二十四時間やっておる。ところが、それを減らしてオートにする。ですから外国の条件とだいぶ違ひまして、そういう三十年も四十年もたつておりますから、相当すぐれた性能の機械ができて、人間にかわるような機械であることが望ましいのですけれども、実際ふたをあけてみますと、現実にはそうなつておらない。一つは海上人命安全条約でもって、オートアラームの採用は、こういう基準の性能でなければならぬ、これは国際的にきまつておるわけですね。従つて、きまつた基準にあわせて、日本でつくつた機械が検定の試験に合えばよろしい、その基準に合

たものを船につけて、それが実際に役に立つて立つまいが、次の問題になるわけですね。ですから、メーカーがつくつたものは、日本においては、検査しますと、それではよろしいと合格になるが、実際につけた場合に全然だめである。同時に毎日一回の試験をする場合には、全然作動しない例が非常に多い。これが実情なんです。

それでは日本と外国ではそれほど製品の差があるかというと、私もよくわかりませぬけれども、日本の製品が特に外国の製品より劣つておるとは思ひません。むしろ中にはきわめて優秀なものがある。外国の製品に比べてきつめて優秀なものがあるということ、日本の製品が特に外国より劣るというふうには私も思つておらないわけですね。だけれども、外国の場合には、いろいろな事情がからまりまして、これを信頼していいまいということ、これは間違ひのないですが、ただ、信頼できないという外国の通信の世論といひますか、それがはつきり出せるような条件が日本とだいぶ違ふ。向こうでは、たとえば無線会社から機械と一緒に買って乗り組んでおるといふのがまだあるわけですね。そういうものは私たちが質問しても、悪いということをお言ひない。ただ、顔を横に振るだけだ。実際に実情においてはどうかと申しますと、この間日本船が七はばかりアメリカへ行きまして調べましたところ、外国船なんかは、ほとんどオートアラームをつけていない、全然相手にしてない。なぜかと申しますと、やはり故障がある、誤作動がある、こういうわけで、非常に迷惑な話なんです、事実上無視している、これは公にでき

る話ではございませぬけれども、そういう例が多いわけなんです。これは全部じゃないと思ひます。それからオートアラームが全然ほんとうに役立たないかといつたら——私のところはむちゃくちゃに目のかたきにしてオートアラームを無視するという気はないわけですね。今までの例はきわめて少ないのでございませぬけれども、たとえば、ごく近距離の場合は作動する場合がある。また、現実には作動して役に立つたという例も、長い間の、三十年間の間にはございませぬから、一回や二回はあつたという例はいわれております。

ですから目で見える距離であれば、一定の条件が合えば実際に作動するということがあつて、全然これは役に立たないということとは断言できないかもしれません。しかし、人間にかわる能力を持っていないことは、これは当然だと思ひます。そういう意味で私どもは、オートアラームそのものについて信頼しがたいけれども、オートアラームの性能が向上されて、ほんとうに役に立つものであるならば、これはやはり利用価値があるのじゃないか。なぜかといへば、これは人を削減するために利用するのではなくて、現行の電波法におきまして、今、気象であるとか、航路警報であるとか、そういう通信がたくさんございませぬので、それを受信する場合に、オートアラームで聞くわけにはいかない。従つて、そういう別の周波数で通信しているときは、一度オートアラームを作動させておいて、そしてほかの仕事をやつておつても聞けるように、現行にもそういう規定がありまして、それはやはり法律的にも

○西崎政府委員　オートアラームの性能をめぐりまして、いろいろ正反對に近い意見が展開されたということで、郵政当局としてどういうふうに考えておるかということでございますが、先

ある、しかし外国と比べて劣らない、
 こういふふうな中庸を得たといひます
 か、両方の肩を持った答弁であります
 が、いづれにいたしましても、やはり
 そういう局長の御答弁を聞きまして

いうことは、不利になるのではないか
 ということを私は考えるわけでありま
 すが、その点についてどういうお考え
 であるか、ちょっとお伺いしたい。
 さらに、全部質問の要点を言います

けいばかりますけれども、必ずしもその通数が多いわけではございませんので、それにのせることもやむを得ないと思いますけれども、趣旨としては、できるだけそれを使わないようにいき

三番目の上級免状がとれるようにということでありますが、これについては、この間も当委員会におきまして質問をいたしまして、電波当局におきましても、できれば選考によるところの

いわゆる免除という様な形を何とか今後とっていきたいということも一応答弁をいたしておいたわけでありまして、この問題については、われわれの方も、昔のように選考による試験免除という様な形をとりたいたいというふうな考へておるわけでございます。しかし、いづれにいたしましても、現実には私が心配いたしておりますことは、上級免状をとるための再教育をする場合に、一船主側の方々がどの程度の生活保障といえますか学業保障といえますか、そういうものを行なわれるかという点が、非常に私が懸念をいたしました心配しておるところでございますので、そういう点について、船主協会側としては、もし万一この法改正が通るといふことになった場合に、上級免状をとるところの再教育に対するそういう保障の措置は、どういうふうにお考へになつておられるか、こういう点をお伺いしたい、こう思つておるわけであり

ます。

○荒木参考人 ごもつともな点でございまして、その点につきましては、今具体的に申し上げますと申し上げる段階までできておりませんけれども、いろいろ研究いたしておりまして、十分支障のないように、後顧の憂いなくして再教育ができるような措置をぜひ講じたいと相談いたしております。

○森本委員 これは一つ大いに——法律改正の推進を發言せられる荒木参考人におかれまして、そういうこまかい点についての配慮は、具体的に、無線通信士側が納得をするような方策を、できればあらかじめお出しを願つておきたかった、こう考へておりますけれども、せっかく今後十分に検討し

ていただく、こういう御回答でありますので、一つ具体的に、早急に御検討願いたい、こう思つております。

それから、古山参考人にちよつと伺いたいと思つたことは、この船舶の合理化という問題について、すべての船舶が合理化されていくので、無線通信士についても一応こういう形になつていくのが当然である、こういう御發言でございましたが、船舶の合理化という点について、私はしろうとでありますので、甲板から機関というやうなものについての合理化がどうなつていくかということについては知りませんけれども、ただ、無線関係におきまする合理化、いわゆる自動化という点については、先ほど来お述べになりましたところの、たとえば天気図の受信装置、あるいは無線放送の定時受信装置、こういうやうなものが自動装置になつていくというところは明らかでありますけれども、ただ、こういうやうな無線自動装置というものは、海岸固定局におきまして、少なくともかなり人が見ておらなければ、これは空電、混信その他によって完全なものではない。こういう無線通信の自動化というものは、一般の陸上におけるところのものとは違つて、完全無欠な自動化というものはなかなか困難である。これは、要するに空界電波の状態からそういうことがいえるのではないかと。だから、私の想像いたしますことは、たとえば天気図の受信装置あるいは無線放送の定時受信装置というものがあつたとしても、これを操作いたしますところの無線通信士は、やはりかなりのこゝれに対する時間配慮というものを要するのではないかと。ただスイッチを入

ればなしにしておけばよろしいというものではない、こういうふうには私に考へておりますし、私の経験からいえるわけでありまして、そういうやうな点についてどういふふうにお考へになつておるか。この点私はちよつと一般の船舶の構造の内部におきまするいわゆる自動化という問題と、この無線電波におきまする自動化という問題は、考へ方を変えていただかなくてはいかぬのではないかと、いふふうにお考へておるわけでございますが、それに関する御意見をちよつと伺いたい、こう思つてあります。

○古山参考人 お答えいたします。ただいま御指摘のありました完全無欠の自動化という話であります。私考へますに、おそらく幾らか機械が進歩しても、人間以上の能力——人間によつても能力の差というものはだれしもあることであります。一般の人間の水準を越すやうな機械というものは考へられないんじゃないか、私はそう考へております。現段階においては、従いましてオートアラームにしても、あるいは受信装置についても、多少の問題はあると思つたが、まず実用的には差しつかえないんじゃないか、このように考へております。

それから、気象電報のことなんです。私の経験だけで、ほかの一般的なあれではありませんが、まず台風が接近するとかんたかいうときは、気象状況の変化が非常に激しいのですから、そういうときには、つまりそういった天気図あるいは気象のデータというものを即刻に、しかも短時間に知りたい、こういうやうなあれであります。これが気象状態が落ちついてお

りますやうなときには、大体ある程度の予測がつかます。従いまして、そうひんばんにそういったデータを手するまでは必要ないんじゃないかというやうに考へております。

○森本委員 私は海上のことはあまり知りませんが、平常の場合は、天気図とか気象情報というものをその受信する必要はない、そういうことでございましてまた別でありますけれども、私が申し上げておりますことは、私も電波関係にはいささか経験を持つておる者でありますけれども、これはたとえば通信におきましても、無線通信の自動というものと無線通信の自動というものは、およそ趣が違つておるわけで、有線の場合は自動が明確に機械の通りほとんどいくわけでありましても、無線の自動化というもののについては、空間の混信電波という問題はさまつておりますから、一般の有線の自動化のように正確にいくとは限つておらないということを中心上げておるわけでありまして、古山参考人はそういう点について御承知であろうと思つてお伺いしたわけでありま

すけれども、もしそうでなければ、私はここで電波局長がおりますので、私の今の發言に誤りがないかどうかというところを一つお聞き願つておきたい。それはそういう点の自動通信というものにおきまする有線通信というものと、無線通信の自動というものは、おのづから趣が違ふものであるということを一御認識願つておきたい、こう思つてお伺いしたわけでありまして、一つ参考までに電波局長の見解を述べておいていただきたい、こう思つておるわけでありまして。

○西崎政府委員 確かに今、先生のおっしゃいましたやうに、無線の場合には不安定と申しますか、いわゆる空間の電波伝播という過程を通して通信をする関係で、有線の場合とちよつと違つた点があると思つた。言いかえますと、自動ということもおのづからそこに限界があるんじゃないかと思つた。

○本名委員長 受田新吉君。

○受田委員 古山先生及び荒木先生に次の二、三点をお尋ねしてみたいと思つた。

先ほどの御説明を承つて、通信士の労働過重にもならないし、航行安全にも支障はないという今度の改正案に対する御意見でございまして、一方で金子先生、大内先生の御意見を聞くと、さにあらずというやうに意見が分かれておるわけなんです。これは重大なことなんで、決して一方的に法案が強行されるべき性質のものでないことは、きよの四人の参考人の御意見を伺つただけではつきりするわけでありまして、こういう基本的な改正にあつては、できるだけ公平な角度から判断をして結論を出すべき性質のものでございまして、実際に船員を雇用されている船主協会の皆さん、あるいは一方では、直接運航に従事される船員の皆さん、こういうそれぞれの立場からの意見が調整されて後に、また学者、無線通信士の協会の皆さんの御意見等が十分調整されて後に、この法案は成立すべき性質のものであることを、きようはましまさずと私拝見をしたわけなんです。これは非常に大事なことでございまして、一方的に法案が強行されて実施に移されるということになりま

すれば、一方では、これをおあずかりする無線通信士の側では、非常に危険であるというお答えを出している以上は、よほどじっくり検討して、時間をかけて結論を出すという筋合いのものであるということ、きょうは非常に大きな教訓を受けたことをまず申し上げておきたい。

そこで、航行安全に支障がない、こういう御意見に対して、現行の国際通航についての日本の置かれている立場というものを考えてみると、諸外国のような艦船による補助的な役割を果たすものが日本にはない。すなわち、軍事的な通信の援助というものが期待できないという立場のお話があったわけですが、実際に船主協会側としても、また古山先生の学説の観点から、海技訓練の教育の立場から見られて、日本の置かれておる特殊事情というものの、軍というものを持たない特殊事情から、軍のあるいろいろな角度から見て、条件のよい国との間のそういう大きな間隙は、あなたの方の側から見ではないのだという御判断でしょうか、これを一つ伺いたいと思います。

○古山参考人 お答えいたします。ただいまの御質問は、何か事故があった場合の救助問題に関連して、旧海軍のよう、あるいは急遽出動して救助に向かうというような施設が考えられておるのじゃないか、こういうことだと思ひますが、御承知のように、海上において船舶に事故があった場合には、お互いにこれを助け合うということが海上における最上の道徳でありまして、海軍力を云々というような問題ではないと考えられます。従ひまして、相手が外国船であろうと何であらう

と、救助に当たるように現在なっておりますわけでありまして。ただ、問題は、先ほどいろいろな出ましたように、そういうような緊急の場合には、はたしてそれをキャッチして救助におもむけるような状態に現在なっておるかどうかということになると思ひますが、そういう点につきましては、先ほど申し上げましたような次第です。

○受田委員 航行の安全ということは、何より大事なことであつて、長い航海の目的を果たす前にその目的をこわすような、人命を失うようなことになれば、その一事をもつてしても大へんな事態が起こるわけですが、それを全然なくした立場に立つて、無線通信士を減員しても一向差支つかえない、こういう結論を出しておられる立場から今お尋ねしておるわけでありまして。

今、大内先生のお話を伺つてみると、二十四時間常時通信はかわされておるわけですね。それが八時間勤務で二十四時間の通信関係の任務を果たすという形になるとするならば、その間に何かのミスが発見できる危険はないのでございませうか。これはいろいろな角度から御検討をされておると思ひますが、たとえば食事に行くとか、便所に行くとかいう場合もありませうね。こういう場合のことと考えて御答弁を願ひたいわけですが。

○古山参考人 お答えいたします。今、当直中に云々というように話が出たのですが、御承知かと思ひますが、これは通信士に限らず、航海士並びに機関士にいたしましても、一たん自分が当直に入つた以上は、当直の場を去らないというのが大体原則でありますので、まずそういうような訓練を経て

きておりますので、まあ途中で食事に行くとか、あるいは先ほど出ました便所に行くとかいうことは考えられないというふうに考えます。

○受田委員 八時間便所に行かないで済むわけですか。

○古山参考人 八時間と申しまして、八時間連続ということのように私は解釈してないのであります。

○受田委員 一人で八時間勤務する、それだから合計八時間になればいい、こういうお考えのようでございませうが、実質的に二十四時間の全責任を負うことになるわけでしょう。そうじゃないのですか。

○古山参考人 お答えいたします。確かに二十四時間の責任を負うことになりませうが、しかし、本改正案にありませうに、オートアラームを備えれば、一応一名で八時間という線が出ております。この八時間というものは連続八時間という意味じゃありません。二十四時間中に八時間勤務する。これはいろいろな状況によつて、ある場合には夜中に二時間やるといふような状況も起こりますでしようし、日中にやらなければならぬ、いろいろなことが起こるかと思ひますが、いずれにしても一日に八時間という意味でございませう。

○受田委員 私は非常に危険を感じるのですがね。拘束されている時間が八時間、それから責任のある時間が二十四時間、こういうことですね。そういうことになるのですか、勤務拘束は、その関係をちよつと……(森本委員「そうじゃないだろう。八時間勤務して、あとはオートアラームでやるといふことなんだ」と呼ぶ)その八時間勤務

というのは、いつその八時間の配分があるか、情勢によつて違ふとおっしゃるのでしょうか。ところが、オートアラームが今のうちに故障を起こしておつて、入つてこないという場合には、どういふことになるのですか。

○古山参考人 お答えいたします。オートアラームの故障が起こつた場合、これはなるほど考えられることでありますが、先ほど来申しましたように、従来そういうような例がありません。ないということでありませう。実は戦前は御承知のように通信士一名でありまして、そうして相当外国航路もやりましたので、実際にオートアラームによつて人命を救助したということはありませんのですが、まずその故障というものは聞いておりませう。

○受田委員 今の八時間拘束勤務という一つまり連続八時間という場合もあり得るでしよう、非常な事態の場合には、そういうこともあり得るでしよう。オートアラームによるとしても、八時間連続して勤務しなければならぬ場合もあり得ませんか。全然ないのですか、それは。

○古山参考人 お答えいたします。そういう場合は非常な場合でありまして、想像されませう。非常な場合は、これは通信士に限らず、全船がもうそういうたような時間とかなんとかに限らず、働かなければならぬものと考えます。

○受田委員 そこで今ちよつとお聞きしたいのですが、金子先生の今の御発言、また大内先生の御発言の中で、オートアラームの一回報告というところが義務づけられているが、その故障のときは何ら指示をせらうことはな

いのだ、こういう点、指示することはないのですか。故障は、まあそうかというところで聞き置く程度にとどまっているのですか。何かの指示措置はないのでございませうね。

○古山参考人 先ほどそういったようなお話が出ましたが、故障したそのまゝかというものは、これは人によつて多少違ふと思ひますが、まあ船長としてはちよつとおかしいのじゃないかというふうには私は考えます。

○受田委員 おかしいというのは、どういふふうにおかしいのでございませう。

○古山参考人 もちろんそういった人命に関するような機器の整備ということとは、その担当の通信士あるいは航海士にすれば、自分の担当の機器の整備ということはこれは当然のことでありまして、従ひまして、そういうものに故障が起こつた場合に、船長のそういった指示のあるなしにかかわらず、それを整備するのは当然であらうと思ひます。

○受田委員 そうすると、金子先生、大内先生、どちらでもけっこうですが、今の場合、規則には指示をする規定がない、報告を受けるだけとなつてゐる。それから、オートアラームの故障ということは現実にはないのだ、こういうことに対する御所見を伺ひたいのです。

○大内参考人 海上人命安全条約並びに国内法である現行法の場合には、オートアラームは毎日航海中一回はテストをしましてその結果を船長または当直士官に報告しなければならぬ、こういうふうな義務づけられております。その場合、オートアラームの作動

がよくない、機器の状態がよくない、あるいは故障であるという場合には、そのときは報告しなければならぬ。報告するだけが通信士の任務であつて、あと、オートアラームも聞いておらぬ、人間も聞いておらぬ、こういう場合には、どうするかという船長の指示は、これは何ら法規に規定されていなければならぬ。私どもは、実際疑問に思ふのは、そういう場合には、この機械は故障である、この機械はだめだということを経長に通告して、船長から何も指示がなければ、通信士の場合には、二十四時間責任があるわけですから、一人になった場合でも二十四時間責任が当然あるわけですから、その場合、ずっと続けて耳で聞くのか聞かないのか、その点は何ら規定がない。また、機械が長く故障した場合、一人ではとうてい不可能になります。そういう場合に、どういう規定によって、どういう措置によって救われるかということについて、私ども非常に重大な疑問を持っております。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

○若狭政府委員 これは非常の場合でございまして、当然例外的に時間外労働というような問題も出るかと思ひます。

ますが、先ほどから人減らしの問題あるいは再教育の問題、首切り確保の問題等が荒木参考人から述べられ、先生として御意見がございましたが、私は海員組合の汽船部長であります。担当者の立場から、先生の御質問に、御理解を深めるために一点触れさせていただきますかと思ひます。

端的に申し上げますと、この案が早急にこのまま実施をいたされますと、海上におきましても、通信士自身の中におきましても、大きな混乱が起ころうかと思ひます。いわゆる二級通信士を一般通信士にするために、にわかに簡単に免状をとらせるといふ——今御努力という御意見がございましたけれども、最近の試験制度はますますむづかしくございまして、そういったところを政府当局者がすぐ簡単に資格を与えますという約束がなされるかどうか、きわめて疑問でございまして。それから、やはり内航を専門にしております通信士が、その経験を積みましてにわかに外航に乗るといふことも、これまた右から左に器用にできる問題でもございませぬ。

最後に申し上げておきたいことは、特に本案を御審議願う先生方に御留意を賜りたいことは、私どもは三から二を引いたら一残るという理解は、これは数字であります。本案の改正が、事と次第によりましては、三マイナス二はゼロになり得ることもある。逆に三マイナス二は三である。かかる数字でない数字は、やはり労働運動の実態としてあり得る。私どもはさようなことはしたくない。むしろ理解と納得の上には本問題が将来に向かって解決されること一番望ましい問題であり、海運

企業の現状から参りますと、先ほど先生御指摘の通り、この問題は、当面どうしても解決をしなければならぬ急を要する問題ではないかというところを重ねて明らかにし、諸先生方の御理解を賜りたい、かように考える次第でございませぬ。

○受田委員 一名の勤務者の場合に、その人が病気になる、事故が起つて補充することが航行中であつてできないという場合に、どういふ事態になるのですか。協会の荒木先生及び組合の金子先生、両方から御答弁願ひます。

○荒木参考人 お答えいたします。一人のときに病気になるますとゼロになるわけでございまして、そういう事態が発生した場合、やむを得ないで通信の疎通ができない、こういうことになると思ひますが、そういう場合には——そういうことの起きないようには健康状態等を考へて努力はいたしますけれども、そういう事態は物理的にあり得ることではございませぬ。

○受田委員 非常に心配なんです、身でございまして、急に死亡する場合は起ることもあつて、重態に陥ることもあつて、負傷することもある。そういう場合には他から補充を期待できない。大洋航行中の船としてはめくらめっぽうになる危険がある、そういうことじゃないでしょうか。

○荒木参考人 あるいは気象通報等はファクシミルなどいろいろそれを補う方法をとると思ひますけれども、そういう場合には通信はできない事態になると思ひます。しかし、それがために航行が不可能であるかといへばそうではないと思ひます。

○受田委員 私、心配なんですけれども、これはどうですか。航行不能になる、航行はできる、これは一体どちらなんでしょうか。つまり通信関係はもうめくらめっぽうになりますけれども、そうじゃないですか。これは組合の側の方と両方御答弁願ひます。

○荒木参考人 通信機がなくなつたからといつて、航行が不能になるとは考えられませぬ。いろいろなジャイロコンパスその他のものを持つておりますから、それで方位も測定できますし、航行が不可能になるということは考えていないわけでありませぬ。

○金子参考人 お答えいたしますが、二つの問題があるかと考えます。それは航洋船につきまして、かりに荒木参考人が御指摘のように、船はコンパスによって動くことは可能かと思ひます。その場合に何マイル先に台風が来ておる、当方面の航海船舶はこれを避けよという警報が本船の頭上を幾たびか通過したとしても、具体的に耳を持たない船舶は、そのあらしの中に突つ込むことは必然であります。それから内航に無線を持たない船があるではないか、こういう御意見もあろうかと考えますが、これは過般の海上航行委員安全審議会等におきまして、安全法一部改正のときにわれわれが指摘をしたわけでありまして、日本の沿岸は非常に海難が多い。これはそういういろいろな気象関係もございませぬが、これらには、先ほど指摘しましたような無線電話を、非常にネットワークの完備したものを持つております。日本近海にはそれが無い。従つて、私どもは、今の日本の実態において、御指摘のようなことがありました場合

は、それはきわめて船舶乗組員の人命に関する重大なる問題がくることは十分に想像されるということ、を明らかにしておきたいと思ひます。

○受田委員 これで質問を終わります。

○本名委員長 谷口善太郎君。

○谷口委員 時間が一時でありまして、皆さんもおながすいていらつしやと思ひます。申しわけないのでありますが、こういうふうに参考人の方が見えなくなるのはめつたにございませぬので、お互いにお互いにお互い、私はそういう関係から簡単な御答弁をいたしたいと思ひます。御意見などはあとでつこうでありまして、そうであるか、そうでないかを御答へ願ひたいと思ひます。

オートアラームのことでありまして、この性能につきまして、先ほどからそれぞれ議論がありまして、大へん意見の違つたものがこゝへ現れてきております。これは後にさらに検討を加えて私どもの判断にしたいと思ひますが、古山先生にお尋ねしますが、オートアラームを作動する時間は何時間ですか。

○古山参考人 ちょっと御質問の趣旨がよくわからないのですが、オートアラームが何時間ずつと鳴り続いておるかといふことでございませぬか。

○谷口委員 そうです。

○古山参考人 警報が入つたときに鳴るわけで、しかもそのベルの音たるやものすごい大きな音でありまして、おそらく熟睡中の者が飛び上がるほどの音であります。

○谷口委員 それは警報が入つたときであつて、現実に作動するのでありませぬ。

すが、その作動する条件を持つておるのはいじゅう、二十四時間ではないのですか。

○古山参考人 二十四時間でありませぬ。

○谷口委員 これは二十四時間中いつそういう警報があるというふうになつておりますか。

○古山参考人 きまつておりませぬ。

○谷口委員 つまり二十四時間中いつでも送信者があれば受信するという状態にあるわけですね。

○古山参考人 その通りであります。

○谷口委員 そうしますと、八時間の勤務時間以外に、そういう警報があつた場合に、だれがそれを受けぬのでしょうか。

○古山参考人 通信士であります。

○谷口委員 そうしますと、通信士は二十四時間という警報のあることをあらかじめ用意して、待機しておるといふことになりませぬか。

○古山参考人 待機といふことでありますが、これはまた待機という言葉は非常にむづかしいと思ひますが、実際には先ほど来言われておりますように、あるいは一日二時間置きに八時間とかいうふうなワッチをやります。そしてオートアラームが鳴つたときは非常事態でありますので、これははいわゆる当直に当たつていないときであらうと、何であらうと、すぐ配置につくといふような格好になる機構になつております。

○谷口委員 私の伺つておりますのは、ベルが鳴つた場合というのじゃなく、二十四時間いつでもベルが鳴る可能性があるわけだから、条件があるわけだから、それに対して待機という

言葉は少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも責任ある通信士は、二十四時間自由ではないということだけは言える、つまり拘束されているという事は言える、こういうふうに理解してよろしくございませうか。

○古山参考人 さようであります。

○谷口委員 そうしますと、八時間の労働時間がありまして、それは勤務時間でありまして、これは寝時間などを考へていろいろ制度をつくるらしいので、二時間ずつ二時間ずつというやり方でありまして、しかし、少なくとも二十四時間全体、まる一口いつ鳴ってくるかについては、常にそれから離れることができないという拘束を受けている。これは労働基準法も御存じだと思ひますが、船員の場合にはつきりと休憩時間というものがなければならぬ。休憩時間というのは自由であるというところが法律上規定されておる。ところが、自由でない。常にそれに対して注意を払っておかなければならぬという、拘束の状態にあるというのは事実であります。

○古山参考人 常に注意を払っておるというふうな表現でございしますが、休憩時間は普通休息としております。休息中でも、そういった非常事態の場合、つまりベルが鳴りますようなときは、休息を妨げられるということでありまして、だから、常時休息してないのだという意味ではありません。休息がそういう事態の発生によって中断されるのだ、こういうふうに私は考えております。

○谷口委員 私は個々の現象を言っているのではないのであります。本質を

言っているのであります。八時間の勤務時間、二十四時間の拘束時間ということになるとお認めになりますか、どうですか。(むずかしいなと呼ぶ者あり) むずかしいと諸君は言いますけれども、二十四時間いつ鳴るかわからないという状況の中であつて、その警報があつた場合に、それに対してすぐ飛んでいかなければならぬという、そういう責任を持つてゐるわけです。義務時間、労働する時間は八時間であるかもしれない、あるいはもっとそれより少ないかもしれない。しかし、二十四時間のじゅうそういう立場に置かれてゐるものが、労働基準法の上では拘束時間といつておる。こういうことは、さっき古山先生のお話では、昔は一人でやつたのだというところをおっしゃいます。が、戦争中とか戦前とかいう時期は、労働基準法などというものはなかったのです。今は労働者の権利として、働く時間以外は自由なんです。資本家と対等なんです。自由で何をやってもいいのです。どろぼうしようが、女郎賣いにいこうが勝手だ。それがない。これは法規の中でちゃんと明記されてゐるが、いつ鳴ってくるかわからないというものに對して、責任を持つておるという立場に置かれてゐる、これをさういふものだといふふうにお認めになるかどうかといふことを伺つてゐる。

○若狭政府委員 ただいまの御質問でございませうけれども、船舶に乗船中、他船に危険がある場合には、その救難を行なうという場合には、乗組員全員がそれに当たるというところは、船員法によつて規定されておるわけではございませう。従ひまして、単に通信士だけの問題ではございませう、あらゆる船上

にある者はすべて、休息時間でありまして、夜中の就寝時間でありまして、救助におもむく、救助のために必要な措置を講ずるというのが船員法の建前でございます。

○谷口委員 押し問答してもしようがないが、あなたの言うことは私の言うことと違つたわけだ。ベルが鳴つたらぐずぐずしておつたらどうかの船が沈みます、自分のところがえらいことになるから、これは船員法にあつてもなくても一生懸命みんなやります。船員法はそういう状況を義務づけたものでありまして、前にそういう事実がある、危険だ、それ、みんなで一生懸命やれ、火事が起つたら、みんな関係がない者も行って消すのと同じです。私の言つておるのはそういうじゃない。そういう条件の中で二十四時間、いつ鳴るかかわらないという機械に責任を持つた立場で、八時間勤務以外にもいるというところ、このことは普通じゃない。あなただつて、役所から帰つたら自由でしよう。しかし、地震でも起きたら出ていかなければならぬ。その自由があるかないかというところ、通信士はなにか。ベルがいつ鳴るかかわらない。鳴つてからでなくて、いつ鳴るかかわらないという条件の中に置かれてゐるということだ。それは拘束二十四時間だといふふうに、今の労働法の上からいつたら、われわれの立場からいつたら、新しい立場からいつたら、そういうふうになつてゐるわけだ。そういう中に通信士は二十四時間置かれるというところをお認めになるかどうか。

○若狭政府委員 船舶に乗り組んでおります者の労働時間、それから拘束時間というものの考え方につきましては、陸上の労働の場合と非常に異なつておりました、乗船しておるために労働時間外におきましてもいろいろな作業につくといふ場合もございまして、また具体的な作業の完了あるいは交代等の問題につきましては、船員法に詳細に規定いたしておるわけではございませう。ただいま御質問のやうな緊急の事態、他の船舶が危難に瀕してゐるといふやうな緊急の事態につきましても、船長以下すべての乗組員がその救助のために必要な措置を講ずるのは当然のことではございまして、拘束時間であるとか、あるいは休憩時間であるとかといふやうな観念をもつて律すべき問題ではないと考へるわけではあります。

○谷口委員 その答弁は無効ですよ。私はそういうことを言つておるのではない。それはわかり切つておる。私の言つておるものは、そういう緊急事態がないにしても、緊急事態が幸ひに一日も二日も、一週間も半月も一月もなかつたにしましても、いつそういう事態があつてオートアラームが鳴るかかわらぬという状態が前提としてあるわけだ。そういう場合には、責任ある者として通信士が位置づけられてゐるといふことは、八時間の労働時間以外に二十四時間さういふ責任のある立場に置かれてゐる関係になるだろうと言つておるのです。その点どうですか。そうじゃないですか。

○若狭政府委員 通信士の場合にはオートアラームが鳴りますと直ちに無線室に参りまして情勢を聞くといふことになるわけではございませう。それから船長はその情勢に基づいて適当な指示をする。それによつて各乗組員がそれ

ぞれの持ち場につくといふことになるわけではございまして、単に通信士のみが拘束時間であるがゆゑにオートアラームをいつでも気をつけて聞いている必要はならぬといふことではなしに、乗組員全部がオートアラームが鳴るといふ状況に備へて準備しておるといふのが現在の船舶の実情であります。従つて、拘束時間といふやうな問題については、乗船中ではございませう。普通の陸上の労働とは違つた労働法上の取り扱いをいたしておるわけではございませう。

○谷口委員 そうしますと、その点から伺ひますが、警報が鳴つたやうな場合には、通信士が聞き漏らして知らなかつてもいいわけですか。他の船員が聞けばいいわけですか。

○若狭政府委員 オートアラームの警報は、船舶のブリッジとか、あるいは通信長の寝室であるとか、もちろん通信室といふやうなところに警報が鳴るやうなしかけになつておるのであります。これは具体的に申しますと、船舶全体の者に警報を発するといふやうな趣旨でございませう。従ひまして、警報が鳴つた場合には、どこで具体的にOSが発信されておる、どういう位置に船があるかといふことは、これはもちろん通信士が行つて聞かなければならぬわけではございませうけれども、自後の措置につきましては、もちろん船長が陣頭に立つて指揮をするわけでありませう。

○谷口委員 通信士が聞くという責任はないのですか。他の船員全体にあつて、通信士は特別にそれに対して警戒心を持つていなければならぬ責任はないのですか。あるのですか。

のですか。

○若狭政府委員 通信士はもちろんオートアラームが鳴った場合に通信を確かめる必要はございます。

○谷口委員 古山先生に最後に伺いますが、やはり通信士が責任を持って、二十四時間いつ鳴るか分からないという、そういう状態に必ず位置づけられるということは事実でしょう。どうでしょうか。

○古山参考人 そのいわゆる常時待機しておると、精神労働といいますが、そういったものが、実際にあると言えは、ないと言えは、ないということになるんじゃないかと思ひます。

○森本委員 これは二十四時間、オートアラームがいつ鳴るか分からない、鳴った場合には、これを聴守するところの義務があるかないかというのを聞いておるわけでありまして、これは当然あるわけでありまして、それが違法であるかどうかという点については、これはまた船員局長が答弁しておられますように、労働基準法の除外例、その他の制限の義務規則その他から関連をしてやっていく問題であります。

今言っておるのは、要するに、その義務があるかどうかということをおいておるわけでありまして、当然義務はあるわけでありまして、論議はその次になってくるわけでありまして、現行の法律その他の規則においては、オートアラームが鳴った場合には、すぐ聴守する義務があるわけでありまして、これはつきりある、そういうこととあります。

○古山参考人 その通りであります。

○谷口委員 時間がないので、次に移ります。

この委員会では、船舶の公衆通信につきまして、今の公衆通信は、たとえば船主がやる場合、あるいは船員が私信を打つ場合、その他のいろいろの問題でずいぶんむだが多い。だから通信規制をやる必要があるという意見が出ておられます。そういうことを考えていられるかどうか。この点は船主協会の方に伺つてみたいと思ひます。

○荒木参考人 規制と言えは、大げさでございまして、けれども、プライベートルなむだな電報は、なるべく打つてもらいたくないという趣旨で考えております。

○谷口委員 プライベートルなむだな電報がたくさんあります。

○荒木参考人 ちょっとむだというのは言い過ぎですが、プライベートルの電報はできるだけ遠慮してもらいたい、そういうふうなことを考えております。

○谷口委員 そうしますと、船員は普通の国民よりも違つた通信上の制限を受けるということになります。この点は船主協会は認めておられますか。

○荒木参考人 これは、御存じのように、公社の業務、船の業務のために設置したところのことでございまして、それを第一義に考えるのが筋ではないか、こう考えております。

○谷口委員 大内さんに伺いますが、従来そういう立場で、船員諸君の個人的な通信をやつてはならない、あるいはやる施設ではないんだという立場が認められておりますか。

○大内参考人 私どもは、船舶無線局が公衆電報取り扱いの指定を受けていますと、公衆電報取り扱いについては、その内容のいかんにかかわらず、受け付けなければならない。電報の中身は何であらうと、そういうことはわれわれは介入することはできないし、判断することもできないことになっております。従来今まで船長が持つてくる業務上の電報、気象電報と、乗組員の持つてきます一般乗組員の私信と分けますと、半分くらいの程度になるんじゃないかというふうに私も思つております。これは国際的にいっても、公衆電報はどんな国においても、乗組員であらうと、お客さんであらうと、何ら区別することなく受け付けて平等に扱わなければならないというふうになっております。

○谷口委員 電波管理局長に伺いますが、電波監理局の場合、公衆通信に対して制限ということは前提になってきませんか。

○西崎政府委員 なつておらないと思ひます。

○谷口委員 その点はよくわかりました。そうすると、船主協会の考え方、船主協会の利害のために、一般国民の憲法上の権利を制限しようという立場に立っていることは明らかにになりました。

次に、気象観測の問題であります。が、本委員会では気象庁の和達長官を呼びましていろいろお尋ねしました。ところが、和達さんのおっしゃるのでは、現在の法律が完全に実施された、すなわち、経過措置が終わつた後は、気象観測上最も大事な午前三時の基本時間の通信がだめになる、二十一時の通信時間もほとんどだめになる。どうう、こういうふうな言つております。

従つて、特別にある船と特約しまして、三時、二十一時の気象通信を集めるようにしたい、こういうふうな言つておりますが、さっきのお話では、法改正になつても、ほとんど影響はないだらうというお話があつたように思ひますが、これはいかがでしょうか。

○荒木参考人 先ほどお答え申し上げましたのは間違つておりましたので、訂正させていただきます。

電報の扱い方の問題でございまして、会社の業務上の電報を必要最小限度にとどめるようにという指令でございまして、プライベートルの電報を制限する指令は出しておりません。

○古山参考人 ただいま気象観測の回数が少なくなつていくようなことで、気象庁の方では詳しいデータが集まらないというお話でありまして、私が先ほど申しましたのは、そういう点であります。で、船の方から受ける場合の気象についてはどうなんだというようなことであります。

○谷口委員 日本の気象観測は、きょうは気象庁の方がいらつしやいませんで、触れませんが、現在までの状況では、日本の外航船からくる通信が、気象観測上の非常に大きなデータになつておるようであります。和達長官の話では、午前三時の基本情報だめになるといふことは、非常に重大な支障を来たす、こう言つておられる。なるほど、船や船会社の側から言えは、どうでもいいかもしれませんが、暴風雨になり、すぐ船に影響するということではないと、一般の気象観測はどうでもいいということになるかもしれないが、そういう役割を現在の船舶は果たしている。日本全体の中で気象観測上非常に重大な役割を果たしている。このことに支障を来たすということを気象庁長官が言っている。そういう点は皆さんどう

お考えになりますか。

○荒木参考人 全然影響がないとは思ひませんが、日本でも要求されている数は外国よりも非常に多いものではないかと、いろいろ科学技術が進んで参りましたので、気象のデータ収集方法も進歩していると思ひますが、われわれしるうとの側から見まして、その影響はないのではなからうか、われわれしるうととしてはこう考えておるわけでございます。

○谷口委員 気象庁長官は、影響がある、この法律が改正されて通つた場合には、あらためて特別に船との間に特約をする必要があるということをお言つておられるわけですが、あなたはしるうとであるかわかりませんが、私もしるうとであります。専門家で責任者の一番えらい人が困つておられる。そういう点について、困るならばどうだらうという問題としてお考えを伺つたわけ、あなたの方は、困るかもしれないけれども、おれたちは知らぬのだという御意見であれば、それも一つの意見でありますから、それでもけっこうであります。

○荒木参考人 しるうとでございまして、先ほど公述のときに申し上げましたように、そう大した影響はないと思ひますけれども、その点はわれわれとしてはしるうとでありますから、それ以上のことは申し上げられないのでございまして。

○谷口委員 時間がありませんから簡単にやりますが、それではこの法改正の最も根本的な要請といひますか、その原因はどこに目的があるのでしょうか。これは船主協会の方に伺ひます。この法

改正をやるということについての非常な御要望があるのはなぜでしょう。

○荒木参考人 いろんな面に経営の合理化を進めておりますが、この定員の合理化も、経営合理化の一環としてぜひ実現していただきたい、こういうのでございます。

○谷口委員 経営の合理化といいますが、もっと端的にわかりやすく言うかどうか。経費の節減でしようか。

○荒木参考人 そうでございます。

○谷口委員 これもこの委員会の質疑応答の中で出たのでありますが、三十六年の下半期のデータで、少し古びていて気の毒だという政府側の答弁ですが、三十六年下半期五十六社、外航運輸のほとんどすべてをカバーしている数であります。これの船員費が百二十四億五千四百万円、営業費の約九・八％、こう言っておる。そうしますと、この百二十四億四という船員費、これを約一〇％といたしますと、営業費全体をこれから推算していきますと、千二百五十億ということになります。この中から三人を一人にしてだけの経費が浮きますか。

○荒木参考人 今ちょっと正確に各会社の分を集計して、どれほどになるということをお答え申し上げる数字を持っておりませんが、まあどのくらいになるかというところ、一人につきます経費をいろんな施設費その他から勘定いたしました、われわれが計算しております場合は、船の一生に換算いたしました一千万円、こういうふうに考えておりますので、たとえ十八年の船といたしまして一千万円を十八で割った分だけが経費節減にな

る、こういうふうな大ざっぱな数字でございまして、そういう勘定になります。それを数にかけた数字で、ちょっとトータルの額は御返答申し上げられないのでございます。そういうことでございます。

○谷口委員 一千万円ですから、通信士を、三人を二人減した場合幾らになりますか、計算すれば出ると思うのですが、一隻について一千万円の経費節減になりますか。

○荒木参考人 一般に申し上げておるのは、船の一生ですね、十八年のライフで勘定しますと、船員を一人減らすことができるとすれば、その船の運航しておる間じゅうの経費の節減は一千万円というふうに俗にわれわれは申しておるので、大体その辺の見当だと思います。

○谷口委員 まあ営業費全体を千二百五十億、これは私の推算であります。正確な数字ではありません。船員費が百二十四億だといわれます。それが約九・八％だ、ですから一〇％と見まして、もっともこれよりもっとよいになるかもしれません、こういう中から船舶通信士、これは船員の中の一割にも満たないわけですね、三人です。そのまた三分の二だけ減して、それで非常に経費が節減されて国際競争力がつきますか。

○荒木参考人 経費節減は、一項目で非常にたくさん金額を出すというわけに参りません、いろいろな面にきめこまかく経費節減の問題を取り上げていかなければならぬので、それが総合して全体の経営合理化になるものと考えてやっておるわけでございます。

○谷口委員 大体、造船計画は政府資金ないしは市中銀行から金を借りてやっていられますが、現在のところ、戦後の造船の上で、どれくらい海運業者は借金を持っておりますか。

○荒木参考人 現在借入残が三千億程度になります。

○谷口委員 それは、政府の財政資金からと市中銀行からの借りておる残高ですか。ここに、これもちょっと古いのですが、船協海運年報、これは六一年度の年報ですが、ここでは財政から千五百五十四億、市中から千六百八十八億、合計二千七百二十二億となっております。もっともこれはその後にもっとふえたと思えますから、今おっしゃっている三千億を考えるとありますが、その利子は年間幾らぐらいになりますか。

○荒木参考人 二百四、五十億だと存じます。

○谷口委員 それは財政投融資からの分と、それから市中銀行を合わせてですか。

○荒木参考人 両方でございます。

○谷口委員 自己資金でつくられた船があると思うのですが、自己資金はどの十八年間にどれくらいありますか。

○荒木参考人 ちょっと正確に覚えておりませんので、必要がございましたら、あとから資料をととのえて差し上げたいと思います。

○谷口委員 この年報を見ますと、政府及び市中銀行から借りました二千七百二十二億に対して、自己資金の造船は約一千億であります。大体そういう割合ですか。(そういうことはあとで政府に聞けよ。)と呼ぶ者あり。

○荒木参考人 大体その辺だと思います。

すけれども、若干情勢が変わっておりませんので、その通りだと申し上げられませんが、船主協会としては、そういう問題を責任を持ってお答えし得る立場にないと思っております。

○谷口委員 岡田君が、そういうことは政府に聞けよと言っておりますが、私は特に船主協会に聞きたかつたわけなんです。

大ざっぱな言い方をしますが、大体四分の一は自己資金だと思っていいるじゃないかと思えます。ところで利子ですが、皆さんの出していらつしやる年報によりますと、三十五年度上半期の統計ですが、全産業で平均利子は三・五二％、鉄鋼業では五・五六％、石炭は五・〇五％、ところが海運業は一・二〇％というのが利子の割合であります。これは大体そういう状況で

○荒木参考人 若干低下しておると思えますが、大体その辺の見当だと思います。

○谷口委員 この利子補給その他の問題は、大いに政治問題がありまして、お聞きしたいと思つたのであります。が、時間がありませんから、いまだ海運業者は、人の金で船をつくつておるといふことは言えるじゃないですか。自分の金が三分の一しかない。それに三倍近いものを人に借りておる。それで利子を出してやっています。その利子が実に二百何十億だ。船員費の倍かかってますね。あなた方は、人の金で船をつくつて、商売をやつて——借金してやっておつて、自分の金を出さぬ。そして非常に困るような状況になつたからといって、気象観測の上でも非常

な大きな欠陥をもたらず、労働者は二十四時間拘束するという非人情なことばかりやつて、それでもって合理化と言つておる。人のふんどしで相撲をとつておる。人の金でやつておる。そして労働者にしわ寄せをする。国民の幸福に対して、わしは知らぬと言つておる。これは何ですが、というふうに私は思いますが、いかがですか。

○荒木参考人 借入金に相当多くの部分を依存しておることは事実でございます。すけれども、戦争によって壊滅せられ、戦時補償を打ち切られまして海運が、日本の経済の要請に應じて急速に回復いたしますためには、借入金に依存して、とにかく日本の必要とする物資の輸送に懸命の努力を尽くすというところは、われわれの当然の責務であると考えて努力してきた次第でございます。

○谷口委員 私はこれでやめます。その心がけはよろしくないのです。戦争に協力した、それで大手を振つて、新しい労働者の権利を踏みにじつていこうという態度——さっき私はあなた方の話を聞いてびっくりしたのですけれども、われわれ船会社からいって、どうであつて、気象観測上の問題は問題はない、しかし日本の気象観測がどうなるかわしは知らぬと言ふ。労働者の公衆通信の上に——あなたはこれは間違つて言つたとおっしゃるけれども、あなたの考え方は、まことに歴然と出ている。労働者のことなんか、基本的人権を踏みにじつてもかまわぬという考え方なんです。そういうやり方で合理化をやるうとしておることだけは、きよう非常にはつきりました。ありがとうございました。

終わります。

○本名委員長 安宅常彦君。

○安宅委員 ただいま谷口さんからお話がありましたように、なるほどそういう悲壮な覚悟で、あなたの方では日本海運に寄与したというふうに荒木さんは言われたのですが、政府は海運事業に對しては、若干であります、利子の補給もやっておりますし、今度は利子猶予の法案も出す情勢にあるのです。そこまで援助を受けておるのですから、あまり労働者に過酷なことをやらないで、プライベートの通信を——ラブレターを出したい人もいるのだから、そういったことをしてまでやわける、わけるからしないことをしてまでやる、こういう考え方は、改めてもらわなければならぬということを前提にして、私は非常に強くあなたに考え方を改めてもらわなければならぬじやないかと思つておるのですが、なるほどそういうことについては、ちょっと行き過ぎであつたかなというふうなお気持は現在ございませんか。

○荒木参考人 先ほど御訂正申し上げましたように、先ほど申し上げたのは誤りでございました。

○安宅委員 それは、法規を教えられて、誤りであつたということがあなたにわかつた、法律を知らなかつたものだから、無線機というものは会社の品物だから、無線局を開設してゐるというところはうっかり忘れてしまつて、会社のものを通信するのがあたりまえであつて、船員が通信するのは間違つておるといふふうに考へておつたんだが、法律をあとでこつと教えられ、なるほどこれはしまつたと思つて、誤りだと言つて訂正したんじゃない

いのですか。そうじゃないですか、ほんとうのことを言えば。

○荒木参考人 誤つておつたから訂正したのであります。

○安宅委員 誤つておつたことはわかりました。そういうことは別として、基本的な話が出たのですから、私はもう詳しく何だかんだ言いたくはありませんが、先ほどちょっとオートアラームのことで、作動しない場合には通信士が二十四時間勤務しなければならぬ、そのときには超過勤務を支払うことがあり得る——どなたでしたか答弁されましたが、それは船員法からいつて間違ひじやございませんか。払つてないんじゃないですか。払う方法がないんじゃないですか。

○若狭政府委員 私の申し上げましたのは、二十四時間連続一人の通信士が聴守するということを前提に申し上げたわけではございませんで、故障が起きてそれが直らないという場合には、もちろんその通信士はまずその故障の修理にかゝるわけではございません。その勤務時間中に修理ができなかつた場合には、当然時間外労働という問題が出てくるのだらうと思ひます。もちろんその場合に、船の上ではどうしても修理できないという場合もあるかもしれません。そういう事態も考えなければなりません。そういう事態も考えなければならぬ。そういうので、船長の指示に従つて措置をきめていけばよろしいというように考へるわけではございません。機械の故障でございまして、必ずしもオートアラームの故障という問題だけではございません。機関部にももちろん故障はございまして、また無線機械自体にも故障があるわけではございません。

ので、それらと同じようにお考へいただければよいと思ひます。

○安宅委員 そういう答弁ではだめなんでしょう。これは大内さんにお聞きいたしますが、こういうことなんです。大内さんの主張は、オートアラームというものは作動することになっているのだけれども、距離が遠かつたり、混信があつたり、電波の陰があつたり、あるいは指向性の問題があつたりすると、遠いところは作動しないところがあつたり、近くても動かなかつたり、信用が置けない、こういう意味なんです。よろしくございしますか。だから、そういう信用が置けないという信用というものはどの程度までかということになりまして、實際は、ちょうど、そでで海難事故があつたとしても、それでもつて船の沈没を免れたり、あるいは人を助けたりしたことは今まででなかつたというのですから、信用が置けないというのですが、これで国際水準には達している。さっきの局長の答弁だつて、国際水準とは何かという、鳴るか鳴らないかわからないのが国際水準なんです。それで、電波の陰や何かで鳴るか鳴らないかわからない。陸上みたいに、理論的には、この機械を据え付けければ、何百キロなら何百キロ、何千キロなら何千キロ、何万キロなら何万キロから発したものは、有線の場合には必ず聞こえるはずになつておる。無線の場合にはそういうかない、だから信用が置けない、こういう前提に立つて私は質問しているのですから、間違ひのないようにして下さい。そうすると、鳴るだらうと思つてゐるのですから、寝てしまふ。これは鳴るか鳴らないかわからない

いのですから、故障だということを無線通信士の諸君から言われれば故障でもあるし、故障でないと言へば故障でもないのですから、あとは寝てしまつて、海難が起きてどうにもならないということであつて、超過勤務手当を支給してなんかやるということはありません。得ないんじゃないですか。

○若狭政府委員 オートアラームは、一日一回テストをすることになっておりますので、それで十分作動するかどうかがきめられると思ひます。

○安宅委員 テストをして——ここで論議が分かれるのです。テストをする、故障はないことになつておるので、だからあなたの方では、故障はほとんどない、こう言うのです。ところが、テストをしても、鳴るべきはずのことが鳴らない場合がたゞさんあるということ、を、外国の船舶の船員に聞いてもみんな言つておる。今までの経験では、日本の船に乗つておる通信士もみんな言つておる。ほんとうは鳴らないけれども、鳴らない場合が今まで非常に多かつたということを現在証明しておるのです。ただ、それをどういふふう言ふに電波局長が言つてゐるかというと、そういう場合もあるけれども、しかしそれは国際水準でございまして、ただそれだけです。そうすると、大内さんが言つたように、これはテストをした、いいあんばいにくだらうと思つても、鳴らなかつたという場合がたゞさんあつて、これは信用が置けない、こういうことになる。だから実際に、今度は故障だといった場合に、百歩譲つて、私は質問してみたいと思ふのですが、故障だというふうに断定して、そうした場合には、無線通信士

が一晩でもがねばつてなければならぬ、航海は何日も続く、そうした場合には、船員法によつても当直をする人の労働時間というのは、きつちりきまつてゐます。そういう場合に、超過勤務を、その制限を越えて、休息を越えても、何でも船長は命令することができ、こういうふうになつてゐるのです。そういう場合はきつちりした過何時間という以上の超過勤務労働というものを、船長の権限でも命じ得られない場合が出てくるんじゃないですか。その日は故障だつた、次の日は回復したということであらばいいけれども、ずっと故障であつた場合、これはどうなります。二週間も海のまつた中におるのですから。

○若狭政府委員 その故障がどうてい船上では処理できないものというように判断される場合には、船長の命令によつて休止するということになると考へます。

○安宅委員 では大内さんにお伺ひしますが、そういうことにはなつていないとあなたは言ひましたね。つまり船長に報告するだけだ、その法律関係は——専門家であるあなた、實際やつておるのですから、どういふことになつておるのですか。船長の命令として休止することがあり得るのですか。ちよつとそこを……。

○大内参考人 先ほど申し上げた通り、船長に報告します。船長が、報告してもこれはむだである、それを報告した場合、その船長がどういふ指示をくだして、どうするかということは、現在の規定には何もなないわけですが、もしそのまゝ、たとへば外国の港に入る、やはり外国にも検査官というものがおりまし

て、その船が、海上人命安全条約によつて規定の設備をしていないか、役に立たないオートアラームであれば、やはり出航停止だとか何とかということはあり得るだろうと思ひます。ただし、航海中故障だった、使

いものにならぬといつて船長に報告して、あとどうするかは、どういふ指示をするかといふことは、現在では何もないので、私ども不安があるわけ

です。

○安宅委員 そうしますと、ただいまのあなたの答弁と違ひますな、実際にやつておる人。船長が、オートアラームが作動しなかつた場合はこうしなればならぬといふ、どこにも規則も法律も何もない、こういうふうな現場の人は言っているのですが、あなたはあると言われるんだが、それはどういふところが違つてゐるのでしょうか。

○若狭政府委員 私は船員局長でございますので、船員法の解釈について申し上げますと、船舶の乗組員の労働についての指揮というのは当然船長にあるわけでありまして、従いまして、オートアラームが故障で、どうしても鳴らないという状態になつた場合には、それを休止したまま次の港に行きまして、これを修理するといふことを当然船長が命ずるわけでございます。そういう事態によつて、すべて労働時間の関係も、それから機器の整備という問題につきましても、処理されていくわけでありまして。

○安宅委員 そうすると、超過勤務をそういう場合に命ずる権限は船長にある、こういうことですか。それは、法律的な根拠というものは、向こうの大内

さんもないと言ふのだから……。あなたから見ればあるのですかね。

○若狭政府委員 当然でございます。

○本名委員 長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を承りまして、まことにありがたうございました。委員会を代表し、厚くお礼を申し上げます。

午後二時三十分から再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時五十九分開議

○本名委員 午前中に引き続き会議を開きます。

電信電話係に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 この法案につきましては同僚委員からかなり質疑が行なわれて明らかなつておりますので、二、三納得のいかにぬ点を質疑を行なつて明らかにして参りたいと思ひます。

まず法案の第一条であります、第一条の中に、その需給の調整及び価格の安定に資するため資金を設置すると書いてありますが、債券の需給の調整とは一体どういうことなのか、この点について次官から明らかにしていただきたい、かように考えます。

○岩元政府委員 お答え申し上げます。大体この債券は、法律によりまして、加入者が義務的に引き受けるといったようなことになっておるわけでございますが、市場に出まして債券価格の問題にも関連して参るのでござい

ますが、その流通を円滑にする。結局売りたい人、債券を手放したいといふ人と、それからそれを購入したい、これはその通りなんでございますが、結局そういう需給のバランスがとれま

せんことには、価格の安定も期し得ないといふようなことでございまして、価格の安定を期待するために、需給のバランスをはかる必要があるといふことでございまして。

○栗原委員 どうもわからぬ。端的に言つて債券がこれ以上下がつては困るというふうな価格を規定して、その価格を守つていこう、こういうことなんですか。需給の調整のためにやろうとするのですか。

○岩本政府委員 この法案の目的が、債券の価格を安定させまして、第一次取得者である加入者の保護をしようといふのが目的であるわけでございます。そういう意味から需給のバランスをとる必要があるといふことなのでございます。

○栗原委員 それではお尋ねします。が、価格の安定というその価格は一体どこでとらえようとしてゐるのですか。個々に取引するものも価格であろうし、市場で形成される価格も価格でありましようが、一体安定しようとする価格はどの価格なんですか。

○岩元政府委員 取引市場における価格でございます。

○栗原委員 取引市場における価格、そうすると、その価格は上限と下限とあるわけですが、需給の調整と価格の安定、こうからめて考えると、まあ下限で買い上げて上限で売り渡す、こういう印象を受けるのです。下値の方は下値をささえるという意味で買い出動

といふこともありましようが、上値の方は、値が高くなつて売り渡して値を少し下げようという考え方が少しでも入つてゐるのですか。

○岩元政府委員 この資金の設置の目的が、先般から申し上げますように、債券市場の操作といふことではござい

ません。第一次取得者である加入者の保護をはかるということが目的でございますので、そういう資金の目的を達せられるような運用をするわけ

でございますので、必ずしも最高価格を操作するといふようなことはないと存じます。

○栗原委員 そういたしますと、今のお話の中から伺えますことは、第一に調整制当という形をとるのであるから、第一次取得者がこれを手放すとき

に、不利の損害を及ぼすようなことがあつてはならないから、これを保護するのがまず第一の目的なんだ、そのために、第一の取得者が売り放すその価格といふものをどこで見るといへば、市場の価格とにらみ合ふのだ、

こういうお話でございます。そこで、そうなれば、第一次取得者の持った債券といふものは、市場価格で手放せばそれで目的は達する、こう理解していいのですか。どうなんですか。

○岩元政府委員 この資金の運用の問題でございますが、債券市場における価格が一定価格を下回りましたような場合に、この資金を發動して買い上げるといふわけでございます。市場価格が一定価格以上であれば、もちろんこれは買いに出る必要はないわけですが、以下に下がりました際に、これに買い出動するといふことになるわけ

でございます。

○栗原委員 そうすると、たとえば五十円で売り出したものが、一定価格といふものはどこで定められるかといふことはあとで尋ねますが、かりに四十円としまししょう。ところが市場価格が何らかの事情で四十円を割つたといふときに買う、こういうことなん

ですが、一応四十円なら四十円を何とかささえようとする価格としてかりに定めたとすれば、そういう市場価格を割つた場合に買い出動する、こういうことなんですか。どこへ買い出動するので

ですか。

○岩元政府委員 市場価格が一定価格を割りました際に、原則として大体買いに出るといふことになるかと存じます

が、しかしどの辺で買うか、これはそのときどきのいろいろな情勢があるかと思ひますので、そのつど買い入れ価格といふものはきめなければならぬだらうと思つております。

○栗原委員 私の質問とあなたの答えは違つておる。どこへ買い出動するかといふのは、市場へ買い出動をするのか、あるいはこつちで——市場ではそういうことになつておるけれども、わが方では第一次取得者に限つてはこういう値で買ひますよと言つて、ほかで買うのか、市場で買うのか、こういうことを聞いておるのです。

○岩元政府委員 これは第一次取得者の所有債券をかうわけでありまして、電電公社から証券業者に委託をしまして、それで証券業者が第一次取得者から買い上げるといふことになると思ひます。

○栗原委員 まだその一定値段といふものを聞いておらないから、なかなかむづかしいのですが、それでは一定の

値段を少し掘り下げて聞いてみました。一定の値段というのは、一体基準値段、大臣が大蔵大臣と協議して認可した基準価格、こういうことなんです。それは具体的にはどんなところなんでしょうか。利回り計算から利回りが幾ら以上になった。額面が下がれば利回りは上がるわけですから、そういう計算が一番妥当なんではないかと、私はひそかに実験するとすればそうだと思います。その辺へ定めようとしておるのですか。

○岩元政府委員 大体どの辺に一定価格をきめるかということでございますが、負担法当時の負担と著しく均衡を失しないような程度まで債券価格がなりました場合に、大体そういう負担法のときと同程度の負担、具体的に先般からいろいろ前の委員会でもお話が出たのでございますが、大体級局によつて価格というものは違ふわけでございますが、大体八〇％ないし七〇％くらいのところになるであろうということでございます。

○栗原委員 これは具体的に価格関係から言ういろいろな場面が出ると思ふのです。だから、押えるならば、金利関係というものがあつたから、要するに銀行の定期の金利を上回るような高金利にまで価格が下がった場合にはどうするとか何とかというやり方をやらぬと、具体的に何円々々という表示では、商売はできぬと思うのです。その辺は考え方はどうなんでしょうか。そして、その負担法当時のやり方というものは、実を言うと僕にはよくわからぬのですが、それをちょっと具体的に説明して下さい。そしてそれは利回り関係からいうと、どんな利回り関

係の負担をさせられたのか、こういうところをちょっと明らかにしてみたい。

○岩元政府委員 第一次取得者がいろいろな関係で資金がほしい、換金したいというようなことでお売りになりまう。ある程度加入者の犠牲があるわけでございます。債券価格は結局額面より下回つておるといふのが通常の状態でございます。ある程度の負担があるわけでございますが、それが、負担法当時の負担と、それから現在の拡充法によつて債券を義務づけられておるわけでございますが、現在の負担と、それがそのバランスを失しない程度の価格、そういうような考え方でございます。

○栗原委員 そういう説明は一応わかつてはいるのですが、たとえば今でも強制割当する債券は無利息じゃないですか。無利息で債券を売るといふわけじゃないでしょうか。そして通常公券でできるないしはそれに準ずるような金利をつけて債券を持たしておる。しかし本人はそれを持ち切れて、これを金にかえるということと、安く売るといふことは、今度は逆に言えば、えらい高金利になるような金額で売り放して行く、こういう形になるわけですよ。二次取得者にとってはね。それをどの程度のところまで見て、これ以上損をしてまで売るといふその線を金利でどう押えていくか、こういうことを私は聞いていたわけなんです。それが要するに加入者負担という時代の加入者負担の負う面とにらんで、こ

う言ふのが、加入者負担といふのは、加入者が黙つて金を負担して出さなければならぬのでした。それ

はそうじゃないのですか。加入者負担といふのは僕にはよくわからぬのだ。加入者負担時代の加入者の負担と均衡を失せぬようにと、こう説明してくれてはいるのだけれども、私にはその加入者負担金とときの加入者負担分といふのがよくわからぬので、その点をちょっと説明して下さい。

○井田説明員 公社の方からちょっとただいまの監理官の説明を補足させていただきます。臨時措置法のときには、御存じの通り負担金で公社の方にいただき切りの部分が非常に多いのでございまして、それから債券の引き受け部分が拡充法に比べて少なかったのでございます。具体的に申し上げますと、東京、大阪等では債券が六万円、負担金が三万円でございます。これが拡充法では債券が十五万円になる、設備料が今度は一万円というふうなことになるわけでございます。そこで、私どもが買入出動をする一定の価格の基準を考へるにあたりましては、この拡充法の制定の経緯から考えまして、臨時措置法のときのお客様の負担との均衡、こういうことを考えまして、それより重くお客さんに御迷惑をかけるといふことになつては相ならない、そういうことで大体拡充法の制定のときを考えますと、利付債が八十四円、割当債が四十円でございます。そのときのことを考えまして、大体七、八〇％、こういうふうな考えでおるわけでございます。

負担金の分に相当する値下がりだ、こういうふうな計算をするわけですね。そうすると、それは金利の面からい

と、今の発行した債券のやり方で、金利ではどのくらいの利回りになるのですか。そこまで下がった価格で利付債なり割引債なりを買えば、第二次取得者が手に入れた場合に、どういう利回りになりますか。

○奥田説明員 私今先生の御質問がございましたので、ちょっと計算をやつてみたのでございますが、先ほどからのお話は、負担法当時というお話が出ておりましたので、当時六分五厘で八十円の価格をいたしておるといたしますと、大体一割五分の利回りになると考えます。

り、七分二厘なら一割一分の利回り、こういうことをおっしゃつておるのだ

が、少なくとも天下の電々公社のりっぱな経営陣を持った社債が、こんな高利回りになるまで——やみでもつて相対でやるなら話は別だけれども、堂々たる天下の証券取引所に上場されて取引しておる中で、こんな利回りになるところまで値が下がるだろうか。ほかのものが金利がべらぼうに上がつてきて、金利の情勢が一切変わつてくれば別として、少なくとも市中銀行の定期預金が六分だといふような段階の中で、こんなところまで公社の社債がたかかれて、そういう心配があるから調整資金を設定しなければならぬのだというふうな理由を、ほんとうに腹の底から感じておるのですか、どうな

○岩元政府委員 本電信電話債券といふのは、これは御承知の通り義務的に引き受けをさせられてゐる。従ひまして、全国的に流通してゐるわけでございますし、それから額面も比較的小額である。そういうことから、やはり部分には値下がりするといふことも考へられないことではない。それから、この需給調整資金が設定されるに至りました経緯からいたしまして、おとしの秋に相当暴落をした。そういうことから、やはり加入者保護のために、万一の場合にはこういう調整資金を發動して保護をはかるといふような趣旨から、この資金が設置をされてゐるわけでございます。将来、一昨年の秋みたいな暴落があり得るか。これは将来の予測でございますが、何とも申しかねるわけでございますが、万一そのような場合が起こりましたら、や

はり加入者保護をする必要がある。そういうことから、この資金の設置をお願いしているわけでございます。

○栗原委員 それでは重ねてお尋ねしますが、要するに金利政策とか、その他日本の経済界の状況の中で、単に公社の社債だけが下がるのではなくて、あらゆる証券が下がるのでも、やはり公社の第一次引受者はかわいそうだからめんどろを見なければならぬ、こういう立場でもやるつもりなんですか。

この点はどうかですか。そのときは、日本の経済がそういう状況なんだから仕方ないんだ、こういうことで、単に一般の証券界がノーマルに動いているときに、公社の社債のみが特殊事情で下げられるような場合には、これは救ってやらなければならぬというの

が、私は当然とるべき任務であろうとは思いますが、一般の経済界が、ある特定の事情のもとに、国全体をあげて下向いたり上向いたりという波の中で、公社債が下がったからという

ことで、これはとても手を出し切れるものではないと思うのです。そしてまた、それはやった方がいいということ

は言い得るかもしれないけれども、やるべき義務はないと思うのです。その辺の考え方はどうなんですか。

○井田説明員 ただいま先生のおっしゃいましたように、全般の経済情勢から、株式もほかの社債も全部下落をして、こういってような場合には、本資金の発動は考慮はいたさないと

いうことになるかと思えます。

○栗原委員 そうしますと、そういうことがしばしばときますと、それではこの調整資金を発動しなければならぬ今後予見される要因というものは、一体

どんなものですか。国全体の経済の波には、とてもこのくらいのことでは抗し切れないし、また公社としても私はやるべきではないと思うのですが、そういうことはやらぬということになれば、この資金の発動をしなればならぬような状態が特殊に起因する要因というものは、どういふことが予見できるのですか。一、二例を上げて説明していただきたいと思えます。

○井田説明員 電信電話債券は小額債券で、しかも全部本人に出ておりまして、これが強制的に日本の全国津々浦々に出回る、こういう特殊の性格を

持った債券でございます。一方、この電信電話債券を投資の対象として買おうという人は、大体大都市におきまして、これは購買単位は千円あるいは億単位といったようなことで買いつ

てくるわけでございます。そういうようななかの社債、株式等と違いました性格がございまして、地域的あるいは

時期的に、電電債だけが特殊の動きをするというところは考えられるわけ

でございますので、そういうときに本資金の発動を考慮する、こういうこと

でございます。

○栗原委員 話はだんだんわかって参りました。いやなものを押しつけて持

し得る、こういうお話だろうと思えますが、私もそういうことはあり得ると思えます。しかし、そのことは、それが直ちに今上場されている市場価格を引き下げるといふような作用には、私はならないと思う。従って、私が冒頭にも言いました通り、いやいやながら持たされた債券を換金するのには、そうした相対で、金利を離れたらばうな

安値でたたかれることは、これは徹底的に守ってやらなければならぬと思うのです。しかし、そのことは、必ずしも公社が買つてやることばかりではな

くて、言うならば、金利計算からいって、しかも堂々たる公社の社債なんです。それから、一流債です。それを金利計算で価格形成をやっている市場で、そ

なべらばうな値が出るはずがないのです。従って、市場の値でさばれば、これは十分保護の目的は達成できる、

こう思うわけなんです。そこで、十二億という金をもつて、しかも一十億に

億になんんとするような社債を出して、そのどれだけが手放されるかわかりませんけれども、これを全部吸収することは至難である、このように思

うのですが、かりに五十円で売り出したものを、四十一円なら四十一円、四十二円なら四十二円で買う、こう仮定して

売ろうと思ふ者は、この値で幾らでも買いますよ、第一次の取得者に限

るが、そういうような場合には、できる限り二十二億円の資金の回転をはかりまして、売りの希望者にはあまねく及ぼすように努力したい、早い者勝ちで、資金が切れたらストップと

いったようなことにはならないように努力をしたいと思えます。

○栗原委員 それでは、いま少し掘り下げてお聞きしますが、市場では、利回り計算からいって四十四、五円しているというときに、公社の方では、基準価格として四十二円が出たとする

公社の下値基準は四十二円、市場では四十四、五円で横ばいをして、このときに、第一次取得者がこれを金にか

えたいというときには、どっちをやるのですか。四十二円で買うことが公社の社債の第一次取得者の保護になる

のか、あるいはそうではなくて、証券業者を通じて四十四円、四十五円に

ねてやるのが、第一次取得者の保護になるのか、どっちなのか。そして具体的に

○岩元政府委員 そのような場合におきましては、この資金の発動は必要で

ないと思えますし、売りたいという加入者の方は、一般の市場においてこれをお売りになれば、建値相当で売れるのじゃないかと思えます。

○栗原委員 それがわれわれをめぐら

にしていることなんだ。市場では相場が立っているのです。そして市場の相場は常識から言つてらばうな安値に

はならないはずなんです。市場の相場をオペレーションでもつてつり上げる

ことは不可能だとあなた方も見ているわけですね。しかし、市場相場は適正に

立っておるけれども、一般の第一次取得者というものは市場を知らない。市

場と連なっていない。だから悪徳業者に安値でたたかれる。これを救つてや

ろうというのがこの調整資金の第一の目的であり、その手段であったはずで

す。今あなたがおっしゃることは第一

次取得者に対してできるならば、何も

こんなものは要りませんよ、第一次取

得者は市場価格ではめていけばいいの

だから、そうでしょう。それを知らぬ

から、何とかめんどろを見てやろう、

こうおっしゃつておる。全然話は違

うです。

○岩元政府委員 そのことは別の問題

ではないかと思えます。従来とも、こ

の問題につきましては、公社はPRを

やつて参つておるわけでござい

ます。今後はさらにPRを強化いたしま

して、そういった点につきまして加入

者に周知徹底させて、悪徳な業者に買

いたたかれるようなことのないように

する必要があると思えますし、また一

面におきましては、やはりそういう

悪徳業者を何らかの形で取り締ま

っていくという方途を講ずる必要があ

ると思えます。

○栗原委員 どうもそこがわからぬ

ですね。それじゃ、第一次取得者が市場

相場を知つておつて、そして市場相場

が適正価格であるならば、そこへ売

ることは好ましい、こう見ているわけ

ですね。そうすると、買い出動をする場

合は、その市場相場が公社で考えてお

る基準価格を下回つたときにのみ出動

するのだ、こういうことになりはしま

せんか。それはどうなんですか。

○岩元政府委員 その通りでござい

ます。

○栗原委員 基準相場をどこで定める

か。

かわからぬけれども、そのきめるであらう基準相場よりも市場価格が下回るのであるという要因は、それじやうとして始まるのですか。先ほどは、市場はあるけれども、零細な第一次取得者に渡っておいて、市場を知らないから相対で安値が形成されるのだ、こう説明されておった。全然合わぬぢやないか。そこはどうなんですか。

○岩元政府委員 現在、加入者債券につきましては、一応市場において取引をされているわけでございます。その市場価格が一定価格を下回りました場合には、市場で取引される債券につきましては、もちろんでございますが、それ以外に加入者が市場外で売るといったような場合においても、やはり市場価格というものが基準になるわけでございます。ですから、市場価格以下に下がった場合においては、加入者の被害を受ける可能性が大いに出てくるわけでございます。ですので、そういう場合においては、やはりこの資金を奨励いたしまして、加入者が不当な被害を受けないようにする必要があるという建前でございします。

○栗原委員 そうすると、市場価格が適正であるならば市場価格ではめてやる。これで第一次取得者を保護する目的は達成されると思うけれども、これに対する当局の御所見はいかがか。市場価格は適正である、こういう前提に立って、その適正価格で市場で第一次取得者が手放そうとする債券を換金してやる。これが保護の最終的の目的で、それを公社として買ってやろうと、あるいはその値で債券を求めめる人の手に移ろうと、その点は二の次である、こう私は考える。要するに、金

にかえたい第一次取得者が適正である市場価格で換金できれば、保護の目的は百パーセント達成されたものだ、こう考えるけれども、所見はどうですか。

○岩元政府委員 大体先生のおっしゃる通りであらうと思ひます。ただ、そういった市場価格が適当な価格である、下落しない、ある一定価格以上の価格を維持している場合におきましては、加入者の負担というものはさう多くならないわけでございます。さう多くいった場合においては、その資金を奨励して買ひに出る必要はなからうと思ひます。

○栗原委員 どうもわからぬですね。時間もだいぶ経過したから大体結論に入るわけなんです。私は率直に言うと、とにかく金がなくて公債で金を集めておる公社が、ほかに方法があるならば公社の金を使つてまでもやる必要はないのだ、という立論に基づいて質問しているわけなんです。従つて、第一次取得者が市場相場というもののにめくらであつて、知識が薄くて、ほんとうにそのときの債券の価値というもののに目覚めずじまつたか、これを何とか保護しなければならぬ、それには必ずしも公社が買つてこれを保護する必要はない、ほかに方法があるではないか、それは公社の手によって市場価格で換金してやるサービスが最大のものなんだというのが、私のものの考え方なんです。要するに第一次取得者は適正な価格で金になればいい。ほかに無理はない。そうして一方公社の方では、そういう零細に分かれておる公債をまとめて買ひたいという人もおるのだから、これをまとめる一助にもな

る、こういう説明をしておるのだけれども、そういうまとめる仕事は、公社がやらなくとも、証券業者という本来それを本務としておる会社がある。従つてここでやればいいのだ。特に一番の難点は、いかにも保護できるような形にはなつておるけれども、金額に二十二億という制約がある、発行する社債というものは数百億に上る、こういうことになつておるから、ここに矛盾が出てくる。特に先ほど率直におっしゃる通り、二十二億の金でかりにおっしゃる通り、二十二億の金でかりに下がつてきた市場価格をオペレーションで引き上げるといふことは至難だ、こうおっしゃつておるわけなんです。それから、言うならば、市場価格が下がったときに、それを引き上げるといふことはとても困難です。私は公社債の独特の理由によつて公社債が下がるというやうなことはないと思ふのだけれども、かりにあると仮定して、市場では下がつておるけれどもこちらではこの値で買ひますよと手を振る以上は、それは二十二億ではだめなんだ。二十二億買ひ切つて、あと買つてくれと持つてきたらどうするか、もうだめですと云つていいのかどうか、こういう矛盾にもぶち当たる。そこで、この需給調整資金というものは、構想としては一応成り立つかもしれないけれども、実際はよろしくない。そうではななくて、オペレーションはせず、第一次取得者が金にかえたい場合には、金にかえることを公社がサービスしますよ、こゝまでが公社のサービスの限界だと私は思ふ。保護扱いばかりでなく、公の市場でちゃんと明らかな値が立つております、これは金利計算して

もべらばうな値ではありませぬ、適正

価格であります、この値で金にかえてあげます、こういうサービスを公社のサービスのサービスであり、そしてサービスの限界である、このように私は考へておるのだけれども、これは政務次官一つ御所見を承つておきたい。

○保岡政府委員 お説非常に理路整然もつともたと存じますが、ただ現に昨年、一昨年あたりだいたひ下落した例があるやうでございます。今度の制度を経験にかんがみまして、今度の制度をつくろうといふことになつたと承つております。そういう意味合いで、何らかの機会に下落したものを救済するといふことは、やはりそういう事態に備へるという制度をつくつておくことは大事ぢやないかと一応考へておる次第であります。

○栗原委員 どうも政務次官もあまりわかつておらぬらしい、これは。その暴露したときの分析について、どういふ分析をしているかわからぬけれども、それでは一つお聞きするが、数年来暴露したときの原因分析と、そしてあの暴露に二十億のこの金があつたらほんとうに救済できたのかどうかといふことを、一つはつきり承つておきたいと思ふ。

○井田説明員 三十六年の秋に大暴露をいたしました、これは経済の金融引き締めという一般条件を背景といひまして、当時第二部市場の開催に因連いたしまして、電債が店頭取引も正式上場も両方認められないという空白期間が生じまして、そのために電債が特に大暴露をした、こういうふうにかえております。

○栗原委員 今お話があつた通り、つまりやみ相場の中に悪徳業者が横行す

る舞台を与えたということだと私は思ふ。要するに、全部の流通を一市場に持ち寄つて、公正な価格形成が行なわれたんぢやないんだ。やみ相場の中に跳梁したんだ。いわばこれは特殊な市場制限であつて、もう公なところを立てておる限りは、何といつても基本的には債券である限り、金利計算で価格形成が行なわれるのが常道であつて、たまたま特殊事情があつたとしても、これは長期なものではなくて、たちまちこれは振り戻されるものであるんだから、やはりこれはそういう立場に立つてこの調整資金といふものを考へることは、根本的にも間違ひだ、私はそう思う。そして、できるならばこの二十二億といふ金、電債公社の総予算に比べれば、わずかな微々たる金であるかもしれないけれども、一方で積滞の電話の問題等もいろいろと社会問題になつておる折から、やはり第一次債券の取得者は保護をしなければならぬけれども、その保護の方法は、市場において形成される価格に対して、これに換金をさしてやるサービスをするにとどめて、やはりこういう金は他に振り向けるべきだ、このように私は強く考へるわけなんです。大臣途中から見えんで、あと森本君からいろいろと質問があるやうと思ひますが、最後に、そのうした方向で基本的には債券というものが一日も早くなくなる日が来ることを必要なんであるけれども、当面やむを得ない必要悪という形で債券を強制的に持たせる限りは、これは保護してやらねばならず、保護する方法としてはやはり公正な価格で換金してやる。それは公社が買ふことではなくて、公正な価格形成をしておる市場へこれを

はめてやる。そこまでが公社のサービスの限界である、このように考えるわけでございます。一つ当局の反省を強く要望して私の質問を終わりたい、このように思います。

○本名委員長 森本靖君。

○森本委員 この法律もだんだん審議をいたしまして最後の方になって参りましたが、私はこの法律の中でやはり第四条と第七条が一番の骨子になってくるのではないかとこのように考えるわけですが、もう一度これもおさらいしたいになりますけれども、この第四条の「資金は、公社が三々の次の項であります、第三項に「郵政大臣は、第一項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ」というふうになっておるわけでありまして、具体的に言いますと、この基準というものをもう一度最後のおさらいの質問として聞いておきたいと思うのですが、やはりこれが八〇％ないし七〇％、こういうことですか。

○岩元政府委員 ただいまの先生の御質問は、一定価格についての御質問でございますか。

○森本委員 そうです。

○岩元政府委員 一定価格につきましては、先ほどからお答え申し上げましたように、債券価格の八〇％ないし七〇％程度になるであろう、これは般局別によって違ふわけですが、大体そんな程度の価格になるうと思ひます。

○森本委員 それから第四条の第一項は、具体的に言うかどうかという意味ですか。

○岩元政府委員 具体的にというお話

でございますが、この運用の基準というものを郵政大臣の認可を受けて公社が定めることになりまして、結局その運用の基準によりまして、公社が債券を必要により買入、あるいはまた換金のために売るといったようなことにならるわけでございますが、買入の場合に、やはり対象といたしましては、この法律制定の目的が第一次取得者たる加入者の保護ということでございますので、そういった立場から、債券価格が暴落いたしました場合に、第一次取得者が不当な負担をこうむるといったような場合には、公社といたしましては、この資金を発動いたしまして第一次取得者から買い上げる、そうして加入者を保護するということになると思ひます。

○森本委員 だから、私が言うのは、これは結局郵政省令で定めるわけですから、その省令の内容というものは具体的にどういう内容であるか、こういうことです。

○岩元政府委員 森本先生の御質問は、準ずる債券というようなことについてであつてございましょうか。

○森本委員 これは結局「これに準ずる電信債券で郵政省令で定めるものを含む。以下「債券」という。」この項の認可を受けて定める基準に従つて、云々とある。この公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準というものは大体どういふものであるか。この二つです。

○岩元政府委員 第四条の第一項のカッコ内にございまして「これに準ずる電信債券で郵政省令で定めるもの、これは公衆法の百八条にござい

ます新規サービスの案件のことでございまして、たとえば硬貨投入式電話機装置とか簡易交換電話装置あるいは受付電話装置、局線集中装置のような新しいサービスで、今後ともなお改善の余地があるといったような場合に、利用者を引き受けていただきます債券のことでございます。

○井田説明員 買入に出る場合、一定価格を下回った場合にどういふ値段で買入に出るかという点と、それから売買対象をいかにするかという点、この二点が骨子になると存じます。

○森本委員 その場合、売買対象の場合はどうなるのですか。

○井田説明員 原則として第一次取得者から買入、こういうことでお願いしようと思つております。

「委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席」

○森本委員 だから、買入受けの場合を今七〇％ないし八〇％ということときめた。大体それで買入。それから原則として第一次取得者であるというところは明らかになつたわけでありまして、そうなつて参りますと、今度第一次取得者を原則として、例外があるというところでありますが、その例外というものは具体的にどうなるか。

○井田説明員 例外の場合と申しますと、取引市場におきまして、思惑等によりまして、値段が不当に下落いたしますとか、あるいは大口保有者が換金売りのために続々と投げものが出てくる、こういったような場合を考えております。

○森本委員 その場合でも価格が七〇％ないし八〇％の間であつて、それ

以下に下落してもそういうことについては適用しない、こういうことになるわけですね。

○井田説明員 今のようない場合には、一定価格を下回らない場合には適用はいたさない、こういうことでござい

○森本委員 それから売る場合です

○井田説明員 この資金をもつて買入した場合は、なるべく早く換金をしておきまして、いつでも買入に出れるような態勢にしておくことが望ましいわけでございますから、機会を見てだんだんと売りさばいていく、こういうふうな考えております。

○森本委員 それはむしろ買った値段よりも高く売る、こういうことですね。

○井田説明員 これは値段がだんだん上向いていく場合と、それからだんだん下向いていく場合と二つが考えられますが、市場がだんだんと買入が強いといったような場合には、当然買入値よりも高い値段で処分ができる、こういうふうな考えております。

○森本委員 だから、それは売る場合に買入値よりも安い値段で売る場合もあり得る、こういうことですか。

○井田説明員 その通りでございます。

○森本委員 買入値よりも安い値段で売るといふのはどういふ場合ですか。

○井田説明員 これは、先ほど申し上げましたように、値段が下がりました売りが非常に多いといったような場合には、ともかくこの資金の回転を早めまして、売りの希望者を救済しなければいけません。従ひまして、そういう

場合には買入値よりも安く処分をしなければならぬという場合が出てくると考えております。

○森本委員 債券の値段が安くなったからそのときに買入しなければならぬので、それを安く売る場合もあるというが、当然これは物でありますから、多くなつてきたら下がるわけでありまして、下がつたら売るといふものでは買入の意味がないということになって、ちよつとわからないのでありますが、こういう意味じゃないのですか。それは絶えずだんだんの平時の場合でも、とにかくそれほど損をせぬ程度なら売つておいて資金を絶えず確保しておく、こういう意味じゃないのですか。そうでないと、今のようないことが現実にあるとすると、ちよつとおかしいような気がするのですが、総裁どうですか。あなたは詳しいようだから……。

○大橋説明員 私もしろとで一向詳しくないのですが、それはこういう意味だと私は了解しております。非常に資金がたぐさる場合に、二十二億を使い果たしてもう一文も買入に出る資金がない、しかし第一次取得者で売りたい人がたくさん殺到してくるといふ場合に、何か資金をつくらないと救済ができない。そこで少し損をして、そのときの値段でたとえば共済組合とか機関投資家にこれをはめ込んで、そうして二十二億前後の金を用意してまた買入に向かうということのためには、安くても売らなければならぬ場合が生ずるだろう、こういう意味に考えております。

○森本委員 だから、その売りというものは、私は市場に売りに出すというふ

うには解釈したくない。これを市場に売り出したのでは全く意味がないわけですよ。これは共済組合とか郵政互助会とか電通の共済会とか、そういうところで一つ時価で買いつけてくれ、ああいうところは、たとえば郵政の互助会あたりでは資金をかなり寝かせておけるわけでありまして、そういうふうにして換金をする。これを市場に出して売るといふことになる、意味が違ってくるのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○大橋説明員 その通りでございます。先ほど私もその意味で申し上げたのであります。

○森本委員 そこでこの機会に、私は一つ資料を電電公社に要求しておきたいと思ひますが、現在共済会というものがあつて思ひますが、この担当者若し理事の中のだれですか。

○秋草説明員 私であります。

○森本委員 それではこの共済会について、共済会の定款が何かあると思ひますが、それと、それから中央の主要な役員、それから全国の役員のメンバー、それから営業の内容、できれば三十六年度でもつけようであります。一カ年間の営業成績、それから決算、こういうものをぜひお出し願ひたいと思ひます。と申しますのは、やはり需給調整の問題について、最終的にはこういうところもかなり影響してくるのじゃないかと考へておられますので、それを一つ早急にお出しを願ひたいと思ひます。

それから、もとへ戻りまして第一条であります、だんだん質問の中でわかつて参りましたけれども、第一条の

目的は、「引受けに係る電信電話債券につき、その需給の調整及び価格の安定に資する」ということが大前提として第一条にうたわれておるわけでありまして、これはこの第一条の目的がこの法律案によつて完全に実施ができ得るというふうな総裁自信がございまして、これは実施をやつてみて、その後における批判をわれわれは行ないたい、こう思ひますが、とにかく総裁としての心がまえを聞いておきたい、こう思ひます。

○大橋説明員 ただいまの御質問の御趣旨が、ここに「需給の調整及び価格の安定に資するため」と書いてあります。この需給の調整及び価格の安定そのものをこの法律だけで完全にやれるとは私考へておりません。第一条にも「需給の調整及び価格の安定に資するため」と書いてありますので、これは一助である、こういう意味に御了解願ひたいと思ひます。

○森本委員 それがためにこの文章は「資するため」というありますので、これは全面的にやるといふことではなない。だから、結局ないよりはあつた方が少しはましであるといふふうには、この条文を読んでも解釈ができるわけでありまして、総裁大体そういう考え方をですか。これはあつさりしたところを……

○大橋説明員 せんだつてからいろいろ御説明申し上げます通り、この電電債券の価格の維持をはかるためには、あの手の手といういろいろな手段を講じなければならぬと思ひます。私はさういふことを考へておりますので、先日からいろいろ御説明申し上げます通り、いろいろな手段を講じて、その

手段の一つとしてこの需給調整資金というものが設けられた、かように考へておるわけでありまして。

○森本委員 私もこの債券関係は総裁よりももっとしろうとでありますけれども、しろうとなりにいろいろ人に聞いてみると、債券の市場価格の安定と調整というものは、やはり市場において売買することによつて、その金額を調整するといふことが一番であるといふことを聞いたわけでありまして、ところが、そういうことはこの法律で公社はやらぬ、こういうことになつていくわけですね。先ほどの御答弁では、結局さういふふうな市場価格において債券の売買を市場において公社が行なうといふことはあり得ないわけですね。

○大橋説明員 それはこの間からも御説明申し上げます通り、市場操作をこの金でやろうとは考へておりません。市場操作をやるとなれば、これは御承知の通りとにかく対象になる電電公債が非常にたくさん出るのであります。それから、これをほんとうにこの資金だけでやるためには、非常にたくさん資金を要しなければならぬことになりまして、二十億や三十億の金ではとてもまかない切れるものじやないと思ひます。

○森本委員 だから、そういうふうな操作といふものはこの法律によつて全然行なうべき筋合いのものではない、こういうことが言えるわけですね。そこで、大臣は政治家だから総裁よりももっとそういう点は知つておられると思ひますが、そういうふうな債券の市場価格を安定さすといふことは、やはり私が言ったように市場で売買して、

そうして安定をさすということが本来のやり方じやないか、こう思ひます。あります、こういうふうなやり方では、その市場価格の安定といふことについてはあまり資金ないといふことは言えるんじゃないですか、大臣。

○小沢国務大臣 先ほど総裁が申されましたように、市場価格の安定を要するといふことになりまして、相当資金が要ります。そういうわけ合ひでございます。まして、われわれといたしましては、何としても義務づけられて買った人、第一次取得者、そういう人の保護といふことをまず第一に手がけなければならぬといふようにしてやつておる次第であります。

○森本委員 これは大体そういう点で見ると、債券が非常に暴落したときには、公社としてはどうにも手の打ちようがない。それから第一次取得者を原則として保護する建前である。それが八〇〇多ないし七〇〇多に下がつたという場合にはこれをなにする。こういうわけでございまして、そこで年間に、たとえば昭和三十八年度に発行する債券はどの程度ですか。七百何ぼだと思ひますか……

○井田説明員 加入者債券といたしましては、予算では七百四十六億を計上しております。

○森本委員 この七百四十六億という数字であります、もしかりに今の買取りの八〇〇多ないし七〇〇多という基準で、第一次取得者が相当この買取りを希望してきたという場合には、これはやはり地域別に先に資金を分布するのですか。たとえば通信局管内ごと、四国通信局管内は一億円なら一億円といふふうな、年度当初にあらかじ

め大体のめどをつけるわけですか。具体的にはどういふふうなことにいたしますか。

○井田説明員 大体こういうふうな事態は突発的に起こるといふことも考えられませんが、そういうきざしが見えましてならば、やはり先生のおっしゃる通り、まず第一に地域的に二十二億を割り当てるといふことを考へなければいけないと思ひます。

○森本委員 大体地域別にこれを割り当てましてやらざるを得ないといふふうには私も考へておるわけでありまして、が、かりに地域別に割り当てて、第一次取得者の希望者が非常に多いといふ場合に、その資金が足らなくなるといふ場合に、その買受けの順位をどういふところに置きますか。

○井田説明員 これは事務的に非常にむづかしいと思ひますが、私もこれに電話架設と同じような優先順位を設けていくといふことは、ただいま考へておりません。来たる折に来られた方から買っていく。ただその場合に、資金の回転といふこと、一方において売りが非常に多い場合には、そのことを考へなければならぬので、売りが非常に多い場合にはなかなかむづかしい問題も起こるか、こういうふうな考へております。

○森本委員 これは総裁に聞いた方が早いと思ひますが、そういう場合に総裁どうするのですか。具体的にたちまち現場で起る問題だと思ひます。あなたは総裁であるから、何でも大抵知つておる人だから聞いておきたいと思ひますが、たとえば四国管内に一億円なら一億円といふふうな割当を一応してその準備をしておつても、法律

があつてやはりこういうふうなものを買つてくれるぞということになる、これは現実問題としてかなり希望者が出てくるのではないかと想うのです。その場合に一、二、三、四、五番目まで来てあと六番目は断わるというときに、その順位はどういうふうな基準をつけるのですか。首をかしげて現実にそういうことが起こると私は思ふのですが……

○大橋説明員 どうも御趣旨が私了解できかねるのでございますが、別段基準というものは無いと思ふのです。先ほど経理局長が申し上げました通り順番でやるより仕方がない、金がなくなればそれでお願いします。

○森本委員 それは確かに総裁の言う通りに、金がなくなつてやれと言つたつてしょうがないのだから……しかし、その場合、やはりそれでは切符を買うのに並んだ順と一緒で、ずっと申し込み順によつて買つて、金が切れたら金の切れ目が縁の切れ目でおしまい、こういうことですまして返るといふことにするか、あるいは場合によつては、その買い受けをするについても、一応電話をつけるときの優先順位みたいな格好の順位をつけるのかどうか。早い者勝ちにするのかどうか。

○大橋説明員 これはまあこれから一つ御趣旨によつて研究いたしますが、しかしながら、基準をつくるといつても、どうも私はむづかしいと思ふのです。これは私の常識的な判断ですけれども……結局やはり申し込み順によつてやるより仕方がないんじゃないか。それで、なくなつた場合には、先ほど申しましたように、できるだけその集まつたものを機関投資家等にはめ込み

まして、資金をつくりつてまたさらにそれにに入れる、それを繰り返すよりほか仕方がないんじゃないかと思ひます。

○森本委員 これは大臣どうでしょうね、常識で考えて。この七百四十何億というものを発行するわけですね。それで今第一次取得者はほとんど電話の売買業者による場合が相当多いんです、現実の問題として。それを保護をして、そうして公社が買い取る、こういうことですが、その債券の発行額とこの金額とを比べた場合、もうこれでおしまいということが多々あちこちに出てきはせぬか。こういうことになつた場合に、電電公社は国民に対して公平にサービスを展開しなければならぬ、それからまた電話加入者に対してサービスと公平に負担しなければならぬというこの大前提といひますか、大原則というものがくずれするような形になるんじゃないですか、大臣。それでも仕方がない、いや、助けたら助けただけましであつて、あの助からぬやつはもうしょうがない、大蔵省が認めぬからしょうがないといへばそれまでですが、その辺どうでしょうね、大臣。

○小沢国務大臣 まあそれで、先ほど申しましたいわゆる債券の売買といひ言葉がございましたけれども、売のうでなくて、肩がわりをしてもらうというふうな意味で資金を順繰りにつくつていく、そういうふうにして資金を潤沢にして、第一次取得者を保護するといふことをするより仕方がないと思ひます。

○森本委員 結局これは資金繰りをくくるるやつでも、やはり具体的には足らぬという事態が出てくると思ふのですが、そういう事態が出てこぬと大臣言

い切れますか。

○小沢国務大臣 ここで私が大丈夫だといふことは言い切れませんが、けれども、まあ資金繰りを潤沢にやりまして、あと限り第一次取得者を保護したい、そういうふうな考えております。

○森本委員 それはわかる。だからその大臣のおっしゃる誠意は十分わかりますが、しかし、それでも、Aの者がその恩恵をこうむつた、Bの者は恩恵をこうむらない、こういう現実が出てくるというところは、やはり大臣考えておかなければならぬと思ふのですが、どうですか、それは。

○小沢国務大臣 そういうことのないように一つ運営をしていきたい、そういうふうな思つております。

○森本委員 それはいいように運営をしていきたいという希望はわかりますけれども、現実には債券発行額とこの資金といふものを比べた場合には、そういうことが起きてくる可能性が多分にある。その場合、やはり私は国民にサービスと公平に行なうという原則からいくとするならば、ちよつとこう当てはまらぬではないかといふふうに考へますが、とにかくそこがちよつとふに落ちぬ点があるといふことは事実ですわね、大臣。別にどうこう言うわけじゃないです、現実のことを論争してはいるわけだから。

○小沢国務大臣 電電債券は相当利回りがあるといふわけでございますから、そういう下がることもないといふふうにもわれわれは思ひますし、現在の価格からいひまして、大体二十二億でまあ見通しがつくんじゃないかといふふうに思つております。しかしこれはまだ実

はやつたことがありません。ことし初

めてのものでございますから、私が自信を持ってこれで大丈夫だといふたいこ判を押すわけにはいきませんけれども、まあまあ大体このくらいでいくのじゃないかといふふうな見通しでござ

います。

○森本委員 大臣も正直でよろしい。確かに、大体ということであつて、これはほんとにはつきりと大丈夫だといふことは私は言えないと思ふので、それから、これは価格が安定しておれば問題がないけれども、八〇%ないし七〇%というのはやはり出てくるわけでありまして、そういう場合にこれは当然足らないという形になるのじゃないかといふ気がして聞いたわけでありまして、そういういたしますと、この基準に——たとえば、この価格が八〇%ないし七〇%の中になつてこない、この買い受けはやらないわけですね。

○小沢国務大臣 一応基準といふものをつくりまして、その基準に当てはまらぬ場合は買い受けないというふうなことでございします。

○森本委員 それじゃ第一次取得者が買つてくれという希望をいたしましたも買わない、こういうことですね。

○小沢国務大臣 一応そういうふうな考へております。

○森本委員 一応ということとは、何か例外がありますか。これは事務的な問題ですから大臣じゃなくていいです。

○岩元政府委員 この問題は、やはり一定価格以下に下がつた場合において大体買い受けるというのが普通であらうと思ひます。

○森本委員 大体じゃなしに、初めか

ら全部そうじゃないですか。大体とおっしゃるから、私は例外があるかと聞いておる。全部この基準といふものをきめたら、その基準以下に下がつた場合でなければ買い受けはやらない、こういうことでしょうかね。

○岩元政府委員 その通りでござい

ます。

○森本委員 それからこの第七条の売買のいわゆる業者の点であります、もう一度最後のおさらいとして聞いておきたいと思ふのです。「証券業務を営む者」といふふうになつておるわけでありまして、これは具体的にどういふものをさすのですか。

○岩元政府委員 お答え申し上げます。「証券業務を営む者」と申しますのは、証券業者と銀行——銀行は証券取引法の六十五条にいう銀行のことでございます。

○森本委員 だから、これはそれを全部さすわけですか。具体的に指定をする場合といふのは、どういうことになつてわけですか。

○井田説明員 証券業者が数多くあるわけでございますが、その中で信用のある、そして電電債券に積極的に協力をしてくれるような会社をなるべく多数指定をする、こういうふうな考へております。

○森本委員 その信用の基準といふのはどういふ上に置くのですか。

○井田説明員 資本でございしますとか取引高とかいふことで、大体信用のある証券会社といふものが常識的にきまつておるかと思ふのでございします、そういう線に沿つて考えたいと思ひます。

○森本委員 その資本とか営業とかい

うもの大体の基準は持つておるわけですか。

○井田説明員 まだ具体的な案は考えておりません。

○森本委員 本来こういうふうな法案を出すときには、そういう具体的な問題まで一応公社当局の内部において検討して、監理官とも十分に相談をし、こういうときにはこういう答弁をし、ああいうときにはああいうことを行なうという万全の手配をしておかなければならぬと思うわけでありまして、たとえば証券業者を指定するということがなれば、その証券業者はどういうものであるか。その基準については具体的にどういう基準が当てはまるか。そうすると、これは、あなたの方の建築予算なんかにおいては、当然建築についてはどういふものにこれを——いわゆる公開入札の場合でも指名入札の場合でも、これは当てはまるという一つの基準があるわけでありまして、こういう場合でも、その他に一つの悪影響を及ぼさぬために、やはりそういうところの基準というものをこしらえておかなければならぬ。営業成績あるいは資本、そういうものも必要ではないか。あるいはまた営業の範囲というものも必要になってくると思います。そういうことで現在検討するということでは、これ以上の深い追いはいたしませんけれども、そういう点は十分に、これがかりに通りましたとも、早速に一つ検討する必要があると思ひます。

○大橋説明員 もちろんできるだけ早くその御趣旨に沿って検討していきたいと思ひます。

○森本委員 早くじゃない。私が言っ

ているのは、現在までもそういうことを、總裁が全責任を持つて、すでに十分検討しておかなければならぬのじゃないか。總裁としても、やはりこういう法案を提案する以上は、条項を全部追って、どこかに一つ抜けておるところはないかという点を詳細に検討し、部下に指示をする責任があると思ふ。だからそういう点について總裁一体どう考えるか。確かにそういうところが手抜きでございまして、こう答弁すれば先へ進んでいきます。

○大橋説明員 これは郵政大臣の認可を受けていろいろなことをきめることになっておりますから、まだそこまで実は私どもは手が回っておりません。これからできるだけ早くそういうことについてはやつて参りたいと思ひます。

〔佐藤（洋）委員長代理退席、委員長着席〕

○森本委員 それともう一つ法律的な問題ですが、この条項によつて電電公社が電電債の売買を行なうということでは、できるわけでありまして、これは証券取引法との関係はどうなるのですか。これは監理官でございまして、

○岩元政府委員 この法律によりまして、電電公社はこの資金の運用による債券の売買ということができるようになりますと解すべきだと存じますが、またこの資金による債券の売買の範囲というものは、やはり公共的な性格を持つた運用の仕方をするわけでございますから、別に証券取引法に違反するものではないと思ひます。

○森本委員 だから、この法律は第七

けれども、元来なら、この法律の附則等において、証券取引法の改正をするという法的必要があるのじゃないですか。一応この法律が証券取引法よりあるとからできた法律であるから、優先するといふべきではないかと、現実の問題としては、証券取引法なら証券取引法、あるいはまたこの電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案の附則条項に、証券取引法の第二條については、この項については適用しない、こういうような附則条項が要するというのではないのですか。これは老練心ながら聞いておるわけですか。

○稲村説明員 今の証券取引法との関係については御説明申し上げました。お尋ねの件は、電電公社がこういう売買をする権限を付与されることによりまして、証券業務を営むものというものになるのじゃないか、そういう意味で証券取引法との関係で問題になるのではないかと、この問題がございまして、先ほどから御説明がございましたように、この問題は公社という公共的な性格の特別な法人がいたしますものでございまして、しかも対象の債券は法律によつて義務づけられておる特別な債券でございまして、従つて公社がこの法律によつて与えられた権限によりまして、電信電話債券の売買をいたすということは、それによつて、公社が債券業務を営むものになるのではないといふふうに解釈をいたしております。従ひまして、特に証券取引法の規定を排除する申しますか、あるいは証券取引法の規定にかかわらずこういうこととができるということは、必要ではないという解釈でございまして、

○森本委員 その点はそれでわかりました。

それから、この第一取得者が現実にこの債券を買つてもらいたいという場合、これは委託をした業者のところを持つていくわけですか。

○井田説明員 その通りでございます。

○森本委員 そういたしますと、これはこの第七條においてやることの証券業者に委託して、これを買ひ受けをするということでありまして、こういうのは郵便局の窓口を通じて買ひ受けをするということとは、このやり方の事務が法律上困難でしたか。たとえば、これは一定の基準ということでありますから、買ひ取りの値段というものを告示するわけですね、何月何日から何月何日まではこの値段で買ひ取りとを。そうすると、もうあとは買ひ取りの事務だけをやらばいいわけですから、たとえば郵政省設置法において国民年金の問題についてもやつておるわけでありまして、それからたとえば放送局の受信料についても委託集金をやつておるわけでありまして、そういう観点からいくとすれば、法律的には、法律を改正すれば、第七條の行事というものは郵便局の窓口において行なうことができるかと解釈しておるわけでありまして、監理官、その点はどうですか。

○岩元政府委員 郵便局は、現在の法令のもとにおきましては、証券業務を行なうことができないことになっておると思ひます。

○森本委員 いや証券業務ではなしに——現在の法律においてはそうなっておりますけれども、郵政省設置法の一部を改正して、電信電話債券に係る

需給調整資金の設置に関する臨時措置法案における第七條によるところの買ひ受け事務は、郵便局において公社と郵政省との間の取りきめにおいて行なうことができる、この改正をすればできるのじゃないか、こういうことを私は聞いておるわけでありまして、

○森本委員 そうですね、これはおつたわけでありまして、これはやはり第一次取得者に便利なようにはならなければならないので、要するに第一流の証券業者でも、現在の電話局が、ずつと下の方、下がった電話局があるような、あるいは特定郵便局の電話局では、当然そういうような証券業者のない土地がたくさんある。そういうところを一体どういふふうにするかということをお聞きしたわけであり

○森本委員 それでは、その問題をあとにして、まず先に電電公社の總裁にお尋ねいたしますが、そういうふうな要するに非常に不便な特定郵便局の電話交換をやつておるようなところで債券を取得した、その第一取得者がこれをせび売りたい、こういう場合には、これをどこへ持つていくのですか。

○大橋説明員 ただいままで考えておりますのは、やはり証券業者の手をわづらわす、こういうことであります。

○森本委員 その証券業者と電話局のあるところだけを考へておつたのでは話にならぬです。たとえば私のところの高知県の選挙区なんかをずっと頭の中に置いてみますと、特定郵便局で電話交換をやつておる、電話の営業事務をやっておる郵便局のあるところ、証券業者のないところがたくさんありますよ。これは山を越えて、野を越え

て、半日がかりで、バス賃を払うて、汽車賃を払うて売りに行つておつたのでは、とても利に合はぬということになるわけでありますが、そういうところを具体的にどう考えておるか、こういうことです。

○井田説明員 ただいまの問題は、私もいろいろ研究をしておるわけですが、今のような証券会社もない、電報電話局もないといったような場合には最初に問題になりますのは、この第一次取得者であるかどうかを電報電話局で証明書を出してもらふということをやっておるわけですが、まずその問題が先にくるわけですが、それで郵便局で取り扱つていただくにいたしまして、まずその証明書の問題がございまして、それからもう一つ、その問題は別にいたしまして、郵便局でこれを買取つてもらふということになりますと、債券の真偽の鑑別がございまして、今のような場合には、そういういなかにおきましては、郵便局に買入れの取次をお願いする、この方法しかないのではなからうか、こういうふうに考えております。

○森本委員 それではその証明書は郵便局が発行するのでしょうか。
○井田説明員 これは結局だれにいつ売り渡したかというところは、郵便局には台帳がございませんで、親局の電報電話局でしかわからないわけでございます。
○森本委員 そういたしますと、この債券はだれから加入者に手交するのですか。
○井田説明員 その所在の勧銀の支店

から加入者に直送をしております。
○森本委員 その払い込みはどこですのですか。債券は勧銀から加入者に直送しておるのですか。

○井田説明員 はい込みは郵便局で受け付けております。

○森本委員 いなかの方では勧銀から直送しておるといふのは間違いないのですか。そんなことをやっておるのですか。——それではそれは保留しておきます。私がこういうことを聞いておるの、今私が言ったように、この東京の付近なんかは別として、確かに高知県のようなところでは、自分が持つておる場合は相当遠くへ売りに行かなければならぬということになるわけですが、これは郵政省は、おそらくそんなことをやってくれたら困る、手数料が少なからぬ。しかし、国民のサービスというのを考えた場合には、全国津々浦々どこにでも郵便局の窓口を通じて買受けができるというふうにするのが、一番の任務ではないか。それから真偽の鑑別と言つけれども、真偽の鑑別こそ郵便局にまかせた方が一番安全である。第一次証明を持ってきた場合、窓口では大いにもう知っておるのですよ。ああこの人間はいつ電話をつけた、この人間はいつごろつけた人だということを全部頭で覚えておるわけですから、そういうところをうそを言ったところで、もう一ぺんにわかる。またその証明書を持ってきてもこなくても、そういう点は十分にわかるわけでありまして。そういう点を考えると、国民に一番サービスを展開するといふことであるとするならば、こういうのはなぜ郵便局の窓口を使うといふことを研究しなかつたか。むしろ郵

政省は絶対反対でありましょうし、おそらく全連の組合あたりもそんなことやつてもらつたら困るというので反対になると思ひますけれども、しかし、国民に公平にサービスを展開するといふ点では、今の電電公社がやっておることは、いなかの人にはこれは非常に不利益になります。その辺監理官どうですか。

○岩元政府委員 やはり先ほど経理局長からお話がございました通り、債券の真偽の鑑別とかあるいは公示催告による執行の有無、こういった問題も將來起り得るわけでございますし、そういう非常に煩瑣な事務を扱うという面で、郵便局の窓口では不適当ではなからうか。ただその取次ということなら可能ではないかと考えております。

○森本委員 それなら郵便局の窓口で取次はさすようにするつもりですか。
○岩元政府委員 その問題についてはまだ検討しているわけではございませうが、まあなかなか郵政内部の問題もございまして、研究してみなければならぬことかと思ひます。

○森本委員 私が特に公社に申し上げたいのは、何か公社は大きなところをやることに頭が一ぱいであつて、実際に国民に債券をどう交付して、これをどう買い上げるといふほんとうの国民の末端のサービス展開ということに、やはり意を注ぐことが足らぬのではないかと。こういう法律をつくつて第一次取得者を保護するという建前であるとするならば、それができ得るような仕組みにしておいてやらなければ、これは非常にいけないわけでありまして。これは東京都民であらうと高知県の山奥の電話加入者であらうと

と、同様に公平にサービスを受ける権利があるわけですから。そういう点が親切さが足らぬのではないかと私は思ふ。末端にいけばいくほど、ゆつくり相談して検討すればいいという考え方に立つておるのではないかと。われわれみたいにいなかから出てきておる者は、特に一番先にいなかのことを考えてみたくなる。ところが、それをよくよく聞いてみると、やはりそこまではまだ検討しておらぬ、こういうことになるわけでありまして、総裁、こういう問題は小さなような問題でありますけれども、サービスの第一線でありまして、こういう第一線については、もう少し慎重な配慮と十分な検討を願いたい、こう思ふわけでありまして、一つそういう点については早急に結論を出して、この法律がかりに通つたにいたしまして、あとで事後報告がこの委員会できまして、あとで総裁の方で十分配慮願つておきたい、こう思ふわけでありまして、総裁の考え方を一つ聞いておきたいと思ひます。

○大橋説明員 私どももできるだけ御趣旨に沿うように努力したいと思つております。
○森本委員 それから、ついでであります。今債券の保護預かり制度というものをやっておるようでありまして、この債券の保護預かり制度というものには現在どういふ状況になつておるわけですか。

○井田説明員 昨年の十二月から東京と大阪において試行をやっております。
○森本委員 東京と大阪で試行的に債券の保護預かりというものをやっておりますといふことではあります。具体的な内容はどういふやり方ですか。

○井田説明員 勧業銀行の各支店へ持つていってもらひまして、勧銀で保護預かりをやる、その経費は公社から勧銀に支払う、こういう制度でございまして。
○森本委員 勧銀に加入者が直接持つていって保護預かりをやつてもらふわけですか。

○井田説明員 そうでございます。
○森本委員 そういたしますと、債券の預かり料というものはどの程度ですか。

○井田説明員 今はつきりと計数は記憶してありませんが、大体一年につき一件百円程度でございます。
○森本委員 そういたしますと、公社がサービス料としてこれを出しておる、こういうことになるわけですね。
○井田説明員 その通りでございます。
○森本委員 東京と大阪と試行的にやつてみて、結果はどういふ結果ですか。良好ですか。

○井田説明員 まだ一月までの実績しかわかつておらないのでございまして、東京、大阪合わせまして五百八十九件の利用がございました。
○森本委員 これは去年のいつからでしたか。

○井田説明員 十二月からでございます。
○森本委員 そういたしますと、まだこれはわからぬと思ひますが、これはどうして勧銀だけ指定しておるわけですか。
○森本委員 御存じの通りに勧銀は電電加入者債券の受託銀行でございまして、一番扱いになれております。そこで試行的にまずやるのには勧銀が最も適当であらう、こういうふうに考えた

わけであります。

○森本委員 これは将来拡張していくという考え方はありますか。東京、大阪以外に。

○井田説明員 逐次拡張していきたいと考えております。

○森本委員 なるほど勧業銀行がそういうふうな性格の銀行であるということとはわかりますが、保護預かりするについては、勧業銀行でなく一般の銀行でもかまわぬ、こう思うわけでありますが、そういう点についてはどうですか。

○井田説明員 その点はかなり問題があるわけでございますが、真偽の鑑別

の問題は別といたしまして、先ほど監理官からお話ございました公示催告制度によります無効債券の識別という問題、これが相当めんどうな問題でございます。それから保護預かりをいたしますと、拙せんで当たったような場合は、一々これを見まして、この利払いをするといったようなときには課税の問題がございまして、これが税法の関係でかなりめんどうなことになっておるわけでございます。従いまして、さしむきはこれを拡張するといまして、さしむきはこれを拡張するといまして、逐次全国各地に及ぼしていきたいと思ひますが、遠い将来の問題といたしましては、勧業だけでは足りないという時期も出てくるもの、こういうふう

○森本委員 公示催告の問題について、これはかなり問題があると思ひますが、きょうは時間ありませんで、その点は省きます。

次に質問をしたいと思ひますことは、この法案ができて、こういうこと

ことについてはかなり周知宣伝をしなければ、この目的を達することがむずかしい、こう思うわけでありますが、その具体的な周知宣伝の方法についてはどのように考えておられますか。

○井田説明員 窓口で売り出しますときにお客様にそのことを御説明する、こういうことでやっていきたいと思っております。

○森本委員 そうすると、これは現在までの分については当てはまらぬわけですか。

○井田説明員 それは既発のものという意味でございますか。

○森本委員 はい。

○井田説明員 既発のものにつきましても保護預かりを東京、大阪においては実施をしております。

○森本委員 その保護預かり以外の、いわゆるこの臨時措置法の買取りのときの宣伝方法ですね、周知宣伝といふんですか、そういう方法は具体的にどういふふうにお考えですか。

○井田説明員 ちょっと御質問の御趣旨がはつきりしないのでございまして、古い債券についてもそれをするか、こういうことでございまして。

○森本委員 そういうことです。

○井田説明員 その通りでございます。

○森本委員 古い債券についての周知宣伝というのは、窓口で加入者に渡すときだけでは話にならぬので、そういうものの周知宣伝については具体的にどういふふうにおやりになつてゐるか、こういうことです。

○井田説明員 毎月の請求書を出しますとともに、電信電話新聞といったようなものも出してあります。その

ほか電話番号簿で周知をする、あらゆる手段を講じて周知いたしたい、こういうふうにお考えであります。

○森本委員 大体以上で私の質問を終わりますけれども、これはもう各委員から質問をいたしておりますので、内容についてはすでに相当やられておりますが、ただ最後に、先ほどの勧業から直送するという点についてはどうですか。

○井田説明員 その通りに間違ひございません。

○森本委員 これはまだ研究する部門が相当あると思ひますので、一つこれは質疑応答の中でまだ不明確であつた点については十分に公社当局において検討せられて、早急に具体的な案を練るものについては具体的な案を練るものから郵政省としても早急に指示すべきものは指示する、こういううまいしつとに要望しておきまして、一応私の質問を終わります。

○本名委員長 受田新吉君。

○受田委員 短い時間でお尋ねをさせていただきます。

前日の委員会でも、きょう回答をお願いする問題がありました。大蔵省にまずお尋ねしたいのは、二十二億というその資金の設定の基準を御説明願ひたいと思ひます。

○熊田説明員 御説明申し上げます。この前も簡単に申し上げましたが、私どもの考え方といたしましては、債券相場場の動向とか、第一次取得者がどの程度売却をするであろうかという割合とか、それから資金の回転率、こういうようなものを要案にいたしまして算定をいたしたわけでございます。まず

三十七年度以前に発行されました加入者債券が、どれだけ三十七年度末にあるか、それから三十八年度中に発行される分が幾らあるかということでございますが、これは払い込み額で申し上げますと、三十七年度以前の発行分が二千八百億でございます。それから三十八年度分は七百四十八億でございます。この両方足したものが対象になるわけでございますが、このうちでどれだけが発行の対象になってくるかというところでございまして、これは第一次取得者が持つております割合、それから一年間にどれだけそのうちから売られていくかという過去の経験率、その上にさらにそうして出て参りました債券の額のうちで何割くらいが実際の売買の対象になるであろうか、そういうふうな点を電電公社の調べました過去の調査の数字、及び私どもの推計によりまして、それぞれ三十七年度以前の発行分と三十八年度の発行分とを割合を乗じまして出てきた結果が、三十七年度以前の発行分につきましては六億四、三十八年度の発行分につきましては三十八億となりまして、合計いたしまして四十四億でございます。これは四十四億でございますが、少なくとも二回振はするであろうという想定をいたしまして、資金としてはその半分の二十二億で足りるのではなからうか、こういうふうにお算定をいたしたわけでございます。現在の債券相場場の状況、それから今後の経済その他の見通しから言ひまして、二十二億あれば十分ではないかと考えるわけでございます。と申しますのは、その算定の根拠になつておりますのは払い込み額でございます。ところが実際に電電公社

が買います価格といひますのはこれよりもはるかに低い額でございますので、この二十二億で十分にやうていけるのではないかと、いふふうに私も考えております。

○受田委員 四十四億という数字を出されたその根拠は、今の市中へ出回る債券の数量ですか、その定率でござい

ますか。きょう資料をいただいておりますけれども、その三割とか四割とかいう数量になつてゐる。大体既発行とそれから新規発行とを加えて、市中に出る額が四十四億ということで電電公社は御算定ですか。

○井田説明員 きょうお配りいたしました資料の三枚目に、「加入者債券売却率」というのが出ております。これは昨年の九月に、電電公社で全国にアンケートをやりました、その結果まとめた数字でございます。この数字によりまして大蔵省が今の査定をされた、こういうことでございまして。

○受田委員 この調査というものは、的確な方法でやられたのか、何か便宜的な、調査がしやすいような方法でやられたのか、どちらでございますか。

○井田説明員 過去の電電債の引受者全部を対象といたしまして、その中から七万何千、はつきりした数字を今記憶しておりますが、これを対象としてこのアンケートを求めたわけでございます。この七万何千という回答が全部出そろひましたならば、精度におきまして九〇数%という確率の高い調査ができるわけなんです。でございますが、実際に回答が参りましたのは二万二千しか回答がなかつたわけでございます。その二万二千の回答を分析いたしまして、こういう計数が出て参つた、

こういふわけでございませう。

○受田委員 實際に市中に出回っている債券数量というものが相当の量に及んでいることは、これはもう世間でばつきりわかつていることなんですよ、今回回答をしなければならぬというものは、こういうものを売ったとか買ったとかいふような議論ではなくて、深刻な状況にある者がいない場合が私は多いと思うのです。この数字をもとにしてやられたということでありまして、一応それを肯定したとして、もう一つ問題は、二十二億という資金で電債を買上げる場合に、経済上の不況を来たして深刻な債券市場の混乱というようなときに、今のように入者がどんどんこれを売ることを入し込んできた。申し込んできたけれども、最後に申込量が二十二億よりもはるかに上回ったという結果が出たときに、その中で、はい、何日まで申し込んだ分は買上げます、あとはもう資金がありませんから買上げません、ということになれば、これは公平の原則に反するわけです。一応申し込まして買うことを約束したものは、これは全部買上げてやらなければいかぬわけですが、二十二億を限界にしてここで打ち切る、こういう事態が起こったときに、公平の原則をどのように守っていくかという問題を一つ御説明願いたいと思います。

○受田委員 それは實際問題として技術的ななかなかむずかしい問題です。第一次的に申込者を集計してみたら二十二億あった、これですぐ売りさばいてまたその資金を次に持つていくというふうな芸をやるうちに、現実の問題としては、いよいよ債券市場が混乱に陥りますよ。そういう非常に債券の基準価格が下がってきたときの措置で、二十二億でも間に合うかという現実の問題にぶつかった場合を想定してみよう。それをすぐ売りさばいて、すぐまた新しいものを買い込むというふうな操作を何回繰り返したとしても、それではもうとても間に合わないような事態だと私は思うのです。だからこの二十二億という金額は、用意した金額としては非常に少ない金額です。實際の市場に出回ってくる株は相当なものであることを思うときに、この数字は既発行株の百五十分の一ですから、大体百五十分の一程度の資金がないわけですから、實際市中に出ている株の数量を発行額の二〇〇分の一と見ると、その十分の一にも足らぬ。五十億にも足らぬことになるわけですね。實際の運営面においては、本人もそういう事態が起こったときに、十二億の手当では間に合いません。むしろそういうものがあつたために混乱を来たすような結果になると私は思うのです。これは一つ問題があると思うのです。

○井田説明員 早い者勝ちで二十二億が切れたところで打ち切るといふことがあつてはならない。従いまして、この二十二億の資金の回転をはかりまして、売却希望者はすべて救済する、こういうふうな努力をいたしたいと考えております。

○受田委員 それは實際問題として技術的ななかなかむずかしい問題です。第一次的に申込者を集計してみたら二十二億あった、これですぐ売りさばいてまたその資金を次に持つていくというふうな芸をやるうちに、現実の問題としては、いよいよ債券市場が混乱に陥りますよ。そういう非常に債券の基準価格が下がってきたときの措置で、二十二億でも間に合うかという現実の問題にぶつかった場合を想定してみよう。それをすぐ売りさばいて、すぐまた新しいものを買い込むというふうな操作を何回繰り返したとしても、それではもうとても間に合わないような事態だと私は思うのです。だからこの二十二億という金額は、用意した金額としては非常に少ない金額です。實際の市場に出回ってくる株は相当なものであることを思うときに、この数字は既発行株の百五十分の一ですから、大体百五十分の一程度の資金がないわけですから、實際市中に出ている株の数量を発行額の二〇〇分の一と見ると、その十分の一にも足らぬ。五十億にも足らぬことになるわけですね。實際の運営面においては、本人もそういう事態が起こったときに、十二億の手当では間に合いません。むしろそういうものがあつたために混乱を来たすような結果になると私は思うのです。これは一つ問題があると思うのです。

○井田説明員 本年度予算におきましては、公定歩合の引き下げ等も予想されまして、大体市価の推移も底が固い、こういうことも考えあわせて、一方、公社全般の資金量、そういうことも考えまして、まず本年度は二十二億で十分であろう、こういうふうに考えたわけでございます。

○受田委員 これは需給調整を原則とするか、価格調整を原則とするかという議論になってくるわけなんです、今非常に市価が下がってきた、そのときの価格調整資金として私は二十二億で間に合わないと申し上げたわけなんです。別の要案があれば二十二億で満足のいける解釈はできないわけですね。それを別の何かの、そういう非常に市価が下がったときに回収するという価格調整という意味でなくして、需給調整の立場からの御意見を伺いたいと思ふ。それを申し上げておるわけです。

○岩元説明員 需給調整か、あるいは価格調整かというお尋ねでございますが、本資金の運用は、市場価格の下落時におきまして、第一次取得者から債券を購入することを原則とするものであるわけでございまして、これは先ほどから再三申し上げておる通りでございますが、本資金による債券の買い入れは債券の流通性を確保するものでございまして、ひいてはそれは店頭価格の維持という効果も果たしますとともに、元來取引所市場に流出しまして、取引所相場を引き下げる作用を及ぼすと考えられます。加入者等の売却債券を未然に吸収いたしますことによりまして、債券の需給を調整し、ひいては取引所相場の安定にも寄与し得るというふうな考えられるわけでありまして、

○受田委員 従來電電公社は、買入償却費というものが三十七年度に三十何億ありましたね。それは今度ないことになったのじゃないですか。いかがですか。

○井田説明員 その通りでございます。三十八年度予算におきましては、この調整資金の設置というものを考えあわせまして、買入入れ償却費は計上をしております。

○受田委員 共済組合積立金による電話債券購入費というものはどういふふうになりましたか。

○井田説明員 二十七億ほど縁故債を共済組合に引き受けてもらう予定になっております。

○受田委員 これは縁故債ですね。そうすると、これは本質的なものじゃないですか。

いですが、いかがでしょう。

○井田説明員 加入者引き受けの電債債券とは別個のものでございまして。

○受田委員 そうしますと、買入入れ償却費も三十八億削減された。二十七億の共済組合積立金の方の電債の資金も削減されておる。そうしたら二十二億新しいものができたとしても、實際は需給調整資金というものは逆に減ったような形じゃありませんか。

○井田説明員 この縁故債の問題は、加入者引き受けの債券とは全然別個の問題だと私も考えております。ただ買入入れ償却費の振りかわりというわけでもございませぬが、買入入れ償却費がなくなつたかわりに、調整資金が設置される、こういうふうな考えております。

○受田委員 これは、いずれにしても、二十二億ということは、逆に買入入れ償却費を三十八億削減したということにおいては、プラスよりむしろマイナスじゃないですか。

○井田説明員 三十六年度予算におきましては、当初予算の買入入れ償却費は二十一億ありまして、二十億ほど追加したわけでございまして、二十億ほどの買入入れは二十六億余となつております。

○受田委員 その買入入れ償却費を削つたということは、結局これは振りかえたことですね。二十六億という金を使っているのが、二十二億ということになれば、四億少ないわけですね。これでは電電公社の需給調整の資金としては實際問題として逆に減らされたことじゃありませんか。

○井田説明員 二十六億と二十二億を

比較いたしますと、仰せの通りでございますが、この二十二億は回転の可能性を持ちました資金でございますので、そのまま比較いたすのは適当ではないと考えます。

○受田委員 回転の可能性があるというお話でございますが、実際にこの二十二億を使うという事態が起こるときは容易ならぬ事態であって、今申し上げたようなこれだけの金では間に合わない場合があつて、公平の原則に反する、よう買つていただけに事象も起こると思ふ。こういう事態は確かに予想されますよ。そういう事態になつたときに、このくらの金で足るか足らぬかはすぐわかりになると思ふのです。それから二十六億を買い入れ償却費に回して二十六億を使つたとおつしやうおるのでございしますが、この方はきちんとその方へ充てられた金ですからね、これはきつめて明瞭な金です。一方の方は、そういう事態を予想した見せ金のようなものでございしますから、現実の問題としては使わない場合もある。需給調整の上に貢献する度合いを比較してみると、むしろ買い入れ償却費をきつと計上してこれを続ける方が効果があると私は思ふのですが、間違ひでしょうか。

○井田説明員 私どももいたしましては、一度限りの買い入れ償却費よりも、回転する需給調整資金の方が有効だ、こういうふうに考えたわけでございます。

○受田委員 そこで、電電公社は五十億最初に予定されたのが削られた、五十億という計算は、やはり三十八億という買い入れ償却費を一応念頭に置いた数字ではなかつたのでしょうか。

○井田説明員 予算を要求いたしました時点におきましては、実はこのアンケートによるところの結果はまだまとまらなかつたわけでございますが、公社の利用いたしました数字は、数年前に東海地方におきまして調査いたしました統計、これによりまして、売却率は約二〇数％というものがそのとき利用できる唯一の資料であつたわけでございます。そこで、何分にも実績のないこととございしますので、大体私どもの見当といたしましては、七百億余りのものを売却する、この今の二〇数％のものが売却になる、そうしますと大体二百億程度のものが売却をされるのではなからうか、これに四回転という考え方で五十億という数字を要求したわけでございます。

○受田委員 その五十億という数字の根拠は、今局長がおつしやうした通りです。それで大蔵省の御所見は、また計算の基礎は別の方からきていますので、五十億と二十二億の比較の基準が違ひますね。だから、根本的に考え方が違つておる立場の数字の出し方でありますから、五十億出したのを二十二億に減らされたという数字が、今局長の御説明のように二〇数％程度のものが出回るとしての計算だという、別の方からきていますので。だから、ここで買い入れ償却費と五十億というものをある程度勘案しながら五十億を出し出した電電公社のお考えは、原則としては根本的に破壊された、新しい感覚から二十二億は生まれた、こういうことになる。しかも二十二億は、大蔵省の御所見では、価格調整資金と私は判断せざるを得ない御意見のよう、伺つてきたわけですから、これは非常に大

事な問題であつて、政府保証債の発行を別の方で考える問題とあわせて、国の財政計画の中の基本的な重大な問題になつてきておると思ふのです。

○熊田説明員 現在のところそういうことは考えておりません。特に来年度の債券相場の動向、経済動向というふうなものから考えまして、目下のところそういう必要は全くないというふうな考えでおります。

○受田委員 その動向といふと、二十二億は多過ぎるということになるわけですか。

○熊田説明員 今の御質問の趣旨がよくわからぬのですが……

○受田委員 私が申し上げているのは、債券の売買によつて得た収益を、新しい需給調整資金源として二十二億に漸次加えていく方法を許すかどうかということですね。

○熊田説明員 それは、ただいまお答え申し上げました通り、そういうふうなふやしていく必要はないというふうな考えでおります。

○受田委員 それでは、もう今の実情から言へば、今のお話しぶりによると、二十二億の需給調整資金も、今の債券市場ではあまり用をなさないのでないか、こういうふうな含みがあるように思ひますが……

○熊田説明員 私の今の予測では、三十八年度にはこの需給調整資金を発動する事態というものはほとんどないのではないかと考へております。これは私見でございますが考へております。

○受田委員 二十二億自身も必要でない事態だ、景気が大いに高進しつつあるのだから必要ない——しかし三十八年度の予測を今こゝではつきりやつて、そして新しく利益を上げた部分をそれに加える必要もないし、二十二億も使うことはないというふうな考え方ではなく、経済界の動向というものは、生きていますから、どういふ事態が起こるかかわからない。国際関係などからどういふ事態が飛び出すかわからないわけですから、心づかいとしては、売却利益を上げた部分を需給調整資金にプラスしていくというふうな考え方を持つてやる方が債券を持つて入る加入者に安心感を与える。そういうPRの上においても、消化力においても、私は非常に効果的だと思ふのです。その心づかいが政治的に必要じゃないかと思ふのですが、あなたは今のような御意見でしたら非常に冷たい結論が出てしまつたように思ふので、ちょっと御所見をお伺ひしたい。

○熊田説明員 この法律におきまして、売却の差益が出た場合には、それを資金に繰り入れるということになつておりますので、三十八年度に利益が出れば、その分は資金の増加ということになります。

○受田委員 それは予算総則に何らの規定を設けなくてもいいんですね。

○熊田説明員 予算総則の点は必要ございません。

○受田委員 今の御説明で、事態は非常に好転しているから二十二億も要らないのだ、こういうことであります。そうすれば、もうことはこういふことでやらないで、三十八億へ適当なプラスをしてやつて、買い入れ償却費の方をそのまま計上した方がむしろ意義があつたのじゃないですか。来年度もまた事態によつてやるといふ程度でいいのではないかと。現段階における御所見を伺ひます。

○稲村説明員 今の御質問にお答えいたしますが、特別買い入れ償却資金をやめて、今回のような制度改正をいたしたいというところで御審議をお願いしているわけでございますが、特別買い入れ償却資金と申しますのは、要するに電話債券を償却してしまつてつづき金でございます。つまり先ほど御指摘のように、市場の需給調整と申しますか、価格が下がるのを防ぐという意味と、もう一つは公社の将来に対する債務の累増を、状況のいいときに落としていくという趣旨もありまして、償却いたしてしまつたわけでございます。今回の需給調整資金は、御指摘の通り、一般の加入者、第一取得者の負担が非常に重くなるというふうな事態が生じまふ際に、その負担を少しでも軽減したいというところから出ていますのでございまして、先ほど御説明がありました通り、回転するといふ点で、単に二十二億を今までの特別買い入れ償却費とそのまま数字的に比較していただくということは、若干問題であらうかと存ぜられますと同時に、また趣旨とい

たしまして、これは買いました債券を償却いたすものではございませんで、その点におきまして、従来のとはやや違ったものであるという両面のことが考えられるかと思ひます。

○受田委員 もちろん両面のことは考えられます。しかし、政策として見たときに、需給調整資金をつくるならば、少なくとも二十二億というような計算の仕方ではなくして、電電公社が当初予定したところの市中に流される数量を二〇％と比較した、そういうところを根拠にしたものを、五十億という金をそのまま認めていくということになれば、これは市価安定にも、加入者に与える印象の上からも、非常な好影響を私は与えると思うのです。これはたとい三カ月であつたとしても、使わなくて済めばなおいいことです。その点を私は申し上げている。本委員会が附帯決議をつけてかつて要求したことに対する措置としては、今度の二十二億というものは、われわれの附帯決議を付した理由から言うとならざる、こういうことを私今御説明したかつたわけです。

いま一つ、政府あるいは公社が証券売買をやることはけつこうなことがけつこうでないことか。従来国債の売買を政府みずからがやった戦前の例もあるわけですが、現段階においてそれはけつこうであると思われ、か、けつこうでないと思われ、大蔵省の御所見を伺います。

○稲村説明員 ただいまの御質問でございますが、電電公社が証券売買を業とする——と申しますか、いわば証券業者みたいなことをやるか、いいのかどうかという一般論といたしまして

は、確かに電電公社はそういうことをする公社ではないというふうな考えますが、しかし今回の場合は、先ほども御説明申し上げました通り、加入者引き受けの債券というものは、これは法律でもって加入者が義務づけられていゝものでございますので、これが経済情勢その他のあれによりまして、特に相場が下がって、負担が不当に重くなるというときには、少しでもその負担を軽くするという意味で、公社がこの資金を使って買い上げるといふことにするのが適当ではないかということでございます。

○受田委員 公社のあり方としても、公社が適当な指導によるところの特別の電話債券証券会社というふうなものをつくることも一応考えておられたようですけれども、これを委託することでもできる、公社がやることもできれば、証券業者もやることもできる、こういうふうな形になってきておるのです。これは正確に言つて、この問題をとり扱う場合に、公社にまた特別の人間も必要ではないか、そういう業務を担当する職員が必要ではないか、こういうことも起こるわけです。これが一つと、それから純然たる公社の指導による電話債券証券の会社をつくるというものは、原則として好ましかつたか。あるいは今の形がよかつたか。結論は今出ているようでありまして、そういう考え方そのものを、どういふふうな判断しておられるか御答弁願ひます。

○稲村説明員 ただいまの、電電加入者債券のこういう制度をつくるにあたりまして、特別の証券会社をつくつてそれにやらせるといふ方式の方がいい

のかどうかという御質問かと思われ、すが、先ほども申し上げました通り、今回こういう資金の制度を設けたいというところにいたしました基本的な考え方が、法律によつて、債券の引き受けを義務づけられております第一取得者を救うという公共の目的に発しているものでございまして、たとえそれがどういふ特別の証券会社でありましようとも、そういう会社でそれをやらせるといふことは適当でないといふふうな考えはおる次第でございます。そこで証券会社に委託をすると思ひますのは、公社が自分の権限として、責任において需給調整資金の運用をいたしますが、ただ事務的なことか

い点について、事務の取り扱いを証券会社に委託するといふ形にしたいといふことでございます。

○受田委員 實際に電話の加入者が引き受ける債券は、その場で悪徳業者にかかると高い手数料で買ひ取られる場合が多いわけですから、そういうものの救済を第一に考えていく必要があるのではないかと。これはもうすばらしい高率の融通利子になつてくるわけです。そういう悪徳業者の監督指導も、あわせて考えていかなければ、証券業者だけでそれをやるといふたつて、大証券というものは、電話債なんというのをそんなに本気にやつていませんよ。實際のところ冷淡ですよ。むしろこれは専門的に電話債券を一生懸命にやつてゐる業者の方が真剣なのであつて、大証券はなかなかこれに熱が入つていません。ほかの政府保証債みたいなものを消化するのが精一ぱいであつて、市場に立つておるような電話債なんかあまり熱を入れませんよ。そういうこと

を考えてみると、今の悪徳業者なんかに買ひ占められておる——加入と同時にちゃんと債券を売りさばくことを考へて、ばかに高い手数料までとつていゝわけですから、そういうものを救済することを前提にして、何らかの形の——証券業者を指定する際に、特にその点を配慮して、証券専門で熱心に考へる人々に、これを加入者から売りさばかせるような措置をとる、途中で悪徳業者を介在させないといふ措置も同時にしておかなければいかぬと思うのですが、いかがでしょう。

○岩元政府委員 御趣旨の通りでございます。いまして、そういう面について目下検討してゐるところでございます。

○受田委員 郵政大臣は、この前の委員会では、悪徳業者の取り締まりに乗り出したといふことでございます。實際の被害はそういうところにあるわけなんです。加入者が電話を取りつけないときには、二割か三割か四割の負担を同時にするような形で電話を取りつけないわけですから、そういうことを一掃して、市場価格、適切な手数料でこれを加入者が自由に売りさばけるような形にしていかなければならぬのです。電話を取りつけないときに、金がないためにそういう悪徳業者を利用して金を救済する、これが郵政大臣として、監督官庁として適切な措置だと思ひます。この間そういう御趣旨の御答弁があつたわけですから、これは具体的にどういふふうにするか。検討はなされて、現に調査を命じておる、ある程度の成果を得る段階になつたかどうか。記者会見の御発言後時間もたつておりますから……。

○小沢国務大臣 その両方でございます。すけれども、ただいま事務局で草案をつくらせております。それで、できるならば今国会に出そうという意思でつくらせておりますけれども、なかなかいろいろ複雑な問題がありまして、まだ要綱もできておりませんけれども、それによつて、もう一つは、この法律によること、そういうふうな一連の關係において、この義務づけられた債券を買つた人を守ることでござい、そういうふうな私は考えておるわけでございます。

○受田委員 非常に積極的な御意見でございます。そこで悪徳業者、これは証券業者じゃないのですから、債券を売買することそのものは法律違反ですね。これはいかがでしょう。

○岩元政府委員 証券売買をやる業者といふものは、もちろん証券取引法による業者であるわけでございますけれども、今の買ひたきといふ悪い面が出ております場合、これが必ずしも証券業者でない場合があるわけでございます。たとえば電話取引業者をやる者が、売買といふことでなくとも、売買の取次といふたようなことでさういつた買ひたきのようなことを現実にやつてゐることも聞いておりますので、そういう面等も考えまして、現在いろいろ検討してゐるところでございます。

○受田委員 これは事實買ひたい、また適当なときに売るのであるから、やはり売買です。だからこれは法律違反をやつておるわけですから、その法律違反を大目に見ておるといふような形は、問題でございます。それから、ちゃんと資格を持った手を通じていく、こういうふうな正規のル―

トに乗せるように指導していく。どこかにやみ電話の相場が立っておったりするような、今何か暗い影が、電話をめぐって世間に現実問題として出てくる。新聞の折り込みなどでも、債券はすぐ売ってあげますから、金はなくともすぐ取りつけられるというようなはさみ広告をどんどん出してあります。だからやみ証券取引業者を新聞広告で容認しておるようなものです。こういう事態を早く解決するように御努力願いたい。

それから、今の委託証券業者というものは、できるだけまじめな業者を多数指定したいという御答弁がありました。これも証券の業務を営む規模が全国に支店を持っていたら、そういう非常に大がかりなものだけか、あるいは電信電話債券の消化のために協力しているような、そういう専門の証券業者を幾つか加えるということになるのか、この基本方針を一つ御説明願いたい。

○井田説明員 全国に販売店を持つ大証券業者のみならず、地域的な中小証券でありまして、信用のある業者なら指定をしたい、こういうふうに考えております。

○受田委員 電電公社が、電電債の消化のためにいろいろなPRをしようとしても、御自身ではなかなかできない。そういうものについては、証券業者にできるだけ一役を買ってもらおうという努力、やはり協力させる必要がある。電電債の市価が不当に、今まで他の類似のものに比べて安かった理由は、そこにPRの不足ということもあったわけですね。こういうことも含めて、今後せっかく今安定の方向にある電電債の

消化並びに地域的な段落——ある地域には群がっておる、ある地域にはまばらであるというようなところの是正、それから、債券をできるだけそのまま自分のうちに償還期まで保有するようなPR、こういういろいろなところをこれから御努力をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○本名委員長 ほかに質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。
次会は明二十日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

昭和三十八年三月二十五日印刷

昭和三十八年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局